

大蔵委員会議録第七十一号

昭和二十七年五月二十一日(水曜日)

午後一時五十分開議

出席委員

委員長 佐藤 重彦君

理事 小山 長規君 理事 佐久間 徹君

理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君

有田 二郎君 島村 一郎君

清水 逸平君 苦米地英俊君

夏堀源三郎君 三宅 則義君

宮崎 靖君 高田 富之君

深澤 義守君 久保田鶴松君

中野 四郎君

出席國務大臣

大蔵大臣 池田 勇人君

出席政府委員

大蔵事務官(主計局法規課長) 佐藤 一郎君

大蔵事務官(理財局長) 酒井 俊彦君

大蔵事務官(銀行局長) 河野 通一君

大蔵事務官(銀行局長) 福田 久男君

大蔵事務官(銀行局長) 大月 高君

委員外の出席者

大蔵事務官(理財局長) 横山 正臣君

大蔵事務官(理財局長) 堀口 定義君

大蔵事務官(理財局長) 小林 中君

大蔵事務官(理財局長) 中村 建城君

大蔵事務官(理財局長) 網野 貞雄君

大蔵事務官(理財局長) 一瀬 幸雄君

大蔵事務官(理財局長) 椎木 文也君

大蔵事務官(理財局長) 黒田 久太君

五月二十一日 委員森幸太郎君辭任につき、その補欠として有田二郎君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

長期信用銀行法案(内閣提出第一一三三号)

日本開発銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

閉鎖機關令の一部を改正する法律案(内閣提出第一四三三号)

地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体の対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案(内閣提出第一五三三号)

國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案(内閣提出第一九〇号)

接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案(内閣提出第二三二一号)

貴金屬管理法の一部を改正する法律案(内閣提出第二二九号)(參議院送付)

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第四号)

○佐藤委員長 これより會議を開きます。

長期信用銀行法案、貴金屬管理法の一部を改正する法律案、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、閉鎖機關令の一部を改正する法律案、地方公共団体職員給与改善のための地方公共

団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案、國際通貨基金及び國際復興開發銀行への加盟に伴う措置に関する法律案、接收貴金屬等の数量等の報告に関する法律案、地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税關の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件、以上八件を一括議題として質疑を続行いたします。質疑は通告順によつてこれを許可いたします。宮崎靖君。

○宮崎委員

本日はせつかく開銀總裁もお見えになつておりますので、日本開発銀行法の一部を改正する法律案につきまは、前回に事務的なこととあらましのことはすでにお伺いし盡しておるのでございますが、この際、あるいは開銀銀行だけの立場といたしまして御判断をいたしたくは無理かと思つてお見ます全般的、簡単な言葉で言えませんが、財政経済の基本的な問題について、總裁のお立場においてはそれぞれ一つの差観をお持ちになつておられると思つて、それらの点につきまは二、三お伺ひしてみたいと思つてお見ます。

開発銀行は政府機關といたしまして長期資金の調達機關であることは、疑う余地がないのであります。ただいま民間機關といたしまして、同時審議になつております長期信用銀行法案といたつてありますが、開発銀行のたゞいまの経営御担当の立場におきまして、民間にこゝろ長期信用銀行が復

數制で発足いたすことにつきまは、どういふふうな御感想を持つておられますか。その点について御意見を承りたいと思つてお見ます。

○小林説明員 たゞいま開発銀行と、法律案になつております長期信用銀行との關係について御質問があつたのでありますが、私個人といたしましては、大體民間の長期信用銀行というのは、原則といたしまして民間の資金を資金源といたしまして、これを長期の産業資金として流す建前をとるのでないかと思つてお見ます。かようにいたしまして、日本の經濟が安定し、また強固になつて来た場合には、こゝろいつた民間銀行が自然に強固になりまして、産業の長期資金というものは、本来こゝろいつた民間の長期金融機關が補つて行くべきが本筋であると思つてお見ます。しかしながら、現在の日本の状態におきまして、ただちにそゝろいふことを期待することは非常に無理でありまして、過渡的措置といたしまして、一方に政府機關としての長期金融機關をつくり、また一方の民間金融機關も、ある程度政府資金に準ずる資金を金融債として引受けてもらひまして、これを産業資金として投じて行くといふか、つこうをとらざるを得ないといふことが、日本の現在の状態ではないかと考えてお見ます。

○宮崎委員 その点御意見はよくわかりました。そこでこれは少し國家的の問題で、行き過ぎの質問になるかもしませんが、この間も大蔵大臣にちよつとお尋ねをいたしましたのであります

が、今の現在の姿が、生産過剰とまでは参りませんけれども、物の需給のバランスが一応とれる。しかしながら生活水準の点に参りますと戦前の八八%程度で、ますく生活水準の向上に努力して行かなければならぬ。さりとて物の生産があるからといって、消費をみだりに抑制しない方向に持つて行きますと、あるいは消費インフレなどという傾向も出て来るでございませう。

しかしながら全体の国の財政收支の均衡といい、あるいは國際收支の均衡といふことをめざして行つてお見ます。開発銀行という政府機關等を設置いたしまして、開発資金等の供給をいたす建前から見ますと、好ましく方向がどうかといふイデオロギーはしばらく別といたしまして考えても、現在の政府のとつてお見ます。いゆる自由主義經濟、各國民の經濟の基盤に總意とくふと努力を強く要望してお見ます。自由主義經濟の中におきましても、どうしても開発銀行の運営から考えますと、ある程度經濟に計画性を持たなければならぬといふことが、ほのかに察知せられるのであります。もちろん社会主義經濟的統制經濟を、私どもは本来の姿と思つてお見ます。私どもは本来の姿と思つてお見ます。開発銀行等の資金の操作といふものは、あくまでも一つの計画性を持つてお見ます。従ひまして、政府資金を運用いたしております立場から考えれば、自由主義經濟の中に、やはり意義あるところの計画性を持たしむべ

きであると考えておりますが、この点について総裁はどうかお考えになつておられますか、お聞かせいただきたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの御質問に對しましては、私は全面的に御意見の通りだと考えております。御承知の通り、日本の現状は長期の戦争によりまして、その後の産業の復興というものが、国際水準から相当遅れている状態でありまして、これを国際水準にまでできるだけ早く持つて行くというためには、自由主義経済というものが非常に役立つのではないかと、いろいろ考へておるのであります。こういう意味から行きますと、日本の経済の原則は自由主義経済で行くべきだと考えております。しかしながら全部が自由であるのだという事は、今の国際情勢あるいは世界の情勢から参りまして、必ずしも許されるべきものではないのであります。そこで計画経済とまでは参りませんが、一種の経済の指導というものが必要ではないかと思ひます。特に政府資金を扱つておりますわけは、いわゆる政府の基本計画の線に沿ひまして、融資をいたすような關係に立つておられますので、見方によりまして、一種の計画的融資だということも言ひ得るのであります。これは計画的融資とまで申すのはどうかと思ひますが、指導的意味の融資だということにお考えを願ひたいと思つております。

○宮橋委員 まことにごもつともな考へだとして上げられるわけでありませう。そこでひとつ開発銀行の立場として、何といひましても現在は資金の需要が旺盛でありまして、その資金源にかな

り逼迫せられておるであらうことは、これはもう諸般の事情から疑う余地はないのであります。そこで財界等の意見を時に触れ折に触れて聞いてみますと、もつと開銀の運営について一般財源の活用を考へたらどうか、というふうな意向が強いのであります。一例で申しますと、資金運用部保有の短期証券を日銀に売り渡しまして、その資金を開銀の貸付に充てる、こういうふうな手は打てないものか。しかしながら、預金部で持つておられます短期証券を、日銀に売り渡しまして通貨を發行いたしますことは、ある意味においてインフレになるかもしませんが、むしろこれが日本の経済を全般的に振興いたしますところの有効な開発銀行の資金源となるならば、私はある程度その手も必要であると思ひますけれども、かような点につきましても、総裁とせられてどういふお考えをもつておられますか。これはある程度さしつかえもあるかもしれませんが、おさしつかえの点は御自由に御取捨合ひ願ひまして、総裁御目のお考えを伺ひたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの御質問に對しましては、私も開発銀行を預かつておられます立場から行きますと、まことに需要は膨大でありまして、それに対応する資金は少量であるという感を深くいたしておるのであります。しかしながら現在の日本の産業に、あまり膨大な資金を一時に投ずるといふことは、あるいは設備過剰の結果に立ち至りますので、将来に非常な禍根を残す点も、日本経済全体の上で考へなければならぬと思つておられます。今の日本銀行の債券の問題は、これは私も

がくちばしを出す範囲でございませんで、政府の金融政策の上から考へるべき点だと思つておられますが、御説の通り、あるいは電力の問題あるいは船舶の問題等によりまして、今後ますます資金の欠乏を來して参りますので、できれば政府の財政資金の余裕をより多く金融機関に流していただく、産業資金に振り向けて行くことが最も必要ではないかと考へている次第であります。

○宮橋委員 ただいまの総裁の御意見に關連いたしまして、いわゆる資金運用部資金の問題につきましても、巨額に参りなさいたいのでありますが、この機会に、開通して銀行局長さんの御意見はどうでありますか。簡単に申すところでは、先ほど申し上げたように、これは国の資金と民間の資金を合せた、金融上の全体の問題の一環として考へなければいけません。ただ個別的に、たまたま資金運用部資金が短期証券に出ている。従つてこれをはずせば、この金が産業資金として動くのではないかと、いろいろに、簡単に言えないと思ひます。特に政府財政資金及び民間の資金を合せた金融政策全体の立場から、健全な金融と均衡した財政という原則の上に立つて、最も効率的に資金を動かすのにはどうしたらよいかということをお断し、その場合に一つの方法として今お

話をようなことも考へられておられますけれども、これはいろいろ考へ方のうちの一つであると思ひます。必ずしもそれが唯一のものではありませんし、最善とも考へておらぬのであります。要は日本の財政なり金融なりの健全なる姿、基礎のもとにおいて、今お話のような長期産業資金を、できるだけ多額に発行する方法いかんということに相なるわけでありませう。その点については、まづたく宮橋さんのお示しの通りだと考へておられますが、具体的な問題につきましても、今にわかには御説に賛成を申し上げるわけにも参らぬと思ひます。全体の問題の一環として、十分検討に値する問題であるというふうに考へている次第であります。

○宮橋委員 それでは重ねて開銀総裁にお伺ひいたします。ただいま国家全体の財政資金運用の中において、時と場合によりやべき問題であるといふふうな銀行局長も答えておられますが、それもごもつともであると思ひます。しかししてその時と場合によりやういふ運用ができたとして、それらの資金が開発銀行へ流れたといひますならば、これは先般もちよつと伺ひましたが、市中銀行の長期貸付を肩がわりする。これは従来からやつて来て、現にやりつつあり、将来もやるということをお尋ねされておられます。この点は別にお尋ねするのではありませんが、さうに進みまして、市中銀行あるいは直接開発会社——これは民間の開発会社、そういう事業目的を有します事業会社の社債、あるいは市中銀行が持つており社債を肩がわりしてやりましてさらには市中銀行に還元してやる、あるいは必要なる金融債の一部を肩がわり

りをいたす、こういうことができ得ますならば、開発銀行としての本来の生命が開かれるものと私は考へます。もし幸いにして、ただいま前段の条件として御意見を承りました財政資金の一部である資金運用部資金等を、肩がわり的に開銀に流し得たといひましたならば、そういう御運用をなさるお考えであるか。将来の方針について承りたいのであります。

○小林説明員 ただいまの御質問は、開発銀行法におきまして、開発銀行は債券を所有することができ、現在では嚴重に監視しているといひます。監督しているような状態でありまして、それが直接融資である場合には、そういう方法は十分とり得るのであります。間接融資でありまして、社債を引受けるということになりますと、どうもその点資金の用途の監督ということが非常にむずかしくなりまして、政府資金であります關係上、同じ効果を起すものであれば、むしろ直接融資の方向をとつて行きたいと思ひます。また現在の市中金融機関におきまして、社債等を所有しております場合、これを肩がわりかといふような話であります。現在の市中銀行の姿は、むしろ社債の所有をより以上ふやして行くことが、市中銀行の姿がよくなるのではないかと、いろいろ考へておられます。社債所有ということに對しましては、もちろん将来は相当考へなければならぬとは考へておられます。

が、ただいまにおきましては、考え方が多少消極的であるという点を御承知願いたいと思ひます。

○官備委員 その点はきわめて明瞭にわかたのであります。そこで先般もちよつとお伺ひいたしましたことがあるかと思ひますが、これは財政資金運用の面におきましての一つの考えでありまして、たしか今月の初めでありましたか、一万田日銀總裁が名古屋から関西の方面へ参られました。それに同行した記者から聞いたのであります。その後教日遅れて新聞でもちよつと散見したように思つておりますが、政府資金の金利引下げというような問題を話されておりました。その中におきまして、大体輸出入銀行は七分五厘を二分下げにしたい、開銀につきましては一割を七分五厘くらいにしたい。つまり見返り資金並——今回四十億を限度としまして、見返り資金からの借入れを認められることになつておりますが、その並にしたい、こういうような意向を漏らされておりますが、こういうことによりまして政府資金の金利を下げるといふことは、全般的低金利政策の先導をなすものであります。もちろん高金利は抑圧して参らなければならぬのであります。これはよい思想であると思ひますが、しかしながら開銀それ自身の、いかに政府機関と申しまして、採算それ自体をまつたく度外視することはできないわけでありまして、ところで開銀としてお考えになります。一割を七分五厘に、ただいまはならなくても、将来はそういうことに行ける可能性があるか。この点につきまして總裁の御意見を承りたいのであります。

○小林説明員 ただいまの質問に對しましては、最近における金融情勢が多少全般的に緩和して参つた。これはむしろ私は消極的な緩和ではないかと思つてゐるのであります。しかしながら現情は多少そういうような委に移つて参つておりますので、開銀銀行として金利の問題に對しましては、ただいま各角度からこれを研究してゐるのであります。しかしながら御承知の通り輸出入銀行のごときは、国際金利水準というものをどうしても基本に考へる必要がありますので、これは大幅の金利引下げも、また国策の上から見てやむを得ない処置だと考へておられます。ただいまにおきましては、開銀銀行は国内資金が重点でありますし、特に開銀銀行の使命といたしましては、市中銀行の金融の補充をするというところが、開銀銀行法にはつきりうたわれてゐるような次第でありまして、資金の補充をする役目である開銀銀行が、率先して金利引下げをして行くことが是非かという問題は、私はただいま研究をしてゐるような次第であります。

○官備委員 金利の問題に對する總裁の御構想は至極ごもつともと思ひます。それは七分五厘になり得ればけっこうであります。これはなか／＼蒸き理想であるように思つておられます。きわめて妥當な考へを持つておられる。いまさらながら敬意を表するにやぶさかでない。従ひまして国内を重んじていたしました開銀資金の補充的役割、こういうものであります。今度改正いたします要点の中にもありますように、外貨貸付というようなことも考へる。あわせて現在の外資法が許す

範囲におきましての外資の導入をいたしたい。あるいは在外商社が外銀から借り入れる。これは為替管理法の精神によりまして相当制限を受ける。これをとつてはすしでもらいた。借りた金が自由ななくで使えないようなら、借りてもしかたがないと思ふ。あるいはアメリカあたりは低金利でありますから、借りておつた方が得だということもあるかもしれません。借りて有効に活用できないから、何とかしてこれという要望が商社あたりには多いのであります。これとにらみ合せまして、開銀は、先般も伺ひましたが、いまだ外資導入に關します具体的なものは一つも交渉段階に入つておらぬ、こういうことではあります。将来こういう段階に入つて行くことを構想いたしております。現在の法律並びに改正の趣旨というものを照らしまして、そういう場合が起つたときに、それをただちに外貨貸付にいたしまして、しかもそれらのものについては、その開銀銀行で指向いたします方向に一つのわくをかけると申しますか、運用を制限するというような方向に考へを持つておられますか。外資導入とはまつたく縁を切り離しまして、在外商社等が外地の自己の信用に基き調達いたします資金は、ただ政府の外貨管理だけにまかせおこさうという御意見であるか。一体外資導入というもののねらいはどこにあるか。その外資は開銀資金として国内の円資金につながる外資導入であるか。外貨としての外資導入であるか。せんじ詰めればその二点であります。円資金につながる外資導入は必ずしも歓迎すべきでない、私どもは考へる点もあるのであります。従ひまして外

貨として活用する外資を導入しようとなさるか。この基本的な方針を、ただいま總裁のお考へになつてゐる程度でけっこうでありますから、お答えを願ひたい。

○小林説明員 ただいまの御質問に對しましては、開銀銀行は御承知の通り設備資金を融資することを目的としておりますので、外資導入あるいは開銀銀行自体が外国金融機関から借入れをする場合におきましても、ただいまの法律の範囲内におきましては、国内の設備資金にこれを使う、あるいは国内の設備資金に使われる外資導入の保証をするというふうな立場をとらざるを得ない、私は考へておられます。

○官備委員 ただいまの点は問題が問題だけにはつきりいたしません。これはもう一つだけ何つてみます。これは私の予見の話であります。川崎製鉄の融資の問題であります。川崎製鉄の融資の問題については、問題になつておるのであります。私の意見としては、鐵鋼の問題を見ましても、四百萬圓から六百七十萬圓にわずかの間にふえて来た。そういうことが大きく今日の鐵鋼業界を混乱に陥れておるといふ一つの事象がある。国内の資源によつてやるものについては別であります。鐵鋼とかあるいは製鉄とかいふものは、少くとも海外からその原料を仰がなければならぬものであります。設備をどんどんふやして行くことについては、私はどうかと思ひます。これは千葉県の方の衆議院議員の方からも、政治的な問題となつて出て来ておるといふこともわれ／＼は聞いておるのであり

願ひたいのであります。

○小林説明員 ただいまの御質問は、あるいはそういう事態が将来考へ得られるかもしれないと私どもにも考へられるのであります。ただいまの開銀銀行の状態から参りますと、そういう仕事は私どもは輸出入銀行がやるべき領域であるというふうにお考へておられます。開銀銀行は国内産業の設備資金の供給機関であるというふうにお考へておられます。しかし開銀銀行の仕事も、あるいは将来におきましては、そういうふうな方向に發展すべき必要性が起つて来るのではないかと考へられます。

○官備委員 こまかい点はすでに他の説明員の方から承りましたので、開銀に對する質問はこれで終ります。

○青田(二)委員 話は別なんでありまして、川崎製鉄の問題であります。川崎製鉄の融資の問題については、問題になつておるのであります。私の意見としては、鐵鋼の問題を見ましても、四百萬圓から六百七十萬圓にわずかの間にふえて来た。そういうことが大きく今日の鐵鋼業界を混乱に陥れておるといふ一つの事象がある。国内の資源によつてやるものについては別であります。鐵鋼とかあるいは製鉄とかいふものは、少くとも海外からその原料を仰がなければならぬものであります。設備をどんどんふやして行くことについては、私はどうかと思ひます。これは千葉県の方の衆議院議員の方からも、政治的な問題となつて出て来ておるといふこともわれ／＼は聞いておるのであり

まするが、これについてのたたいままでの状態について、小林開発銀行總裁から御所見を承りたいと思ひます。

○小林説明員 ただいまの御意見は私どももごもつともなことを存じます。今後とも普及を期して行くべきことではないかと思ひます。開発銀行が日本の産業の設備資金を融資してゐる。あるいは合理化資金、改良資金等の名目を出してありますが、実際問題としてしまして設備過剰といふことは、將來非常に恐るべき問題だと思つておるのではありません。特に溶鉱炉建設のごときものは、ほとんどその原料を海外に仰がなければならぬといふふうな産業でありますので、現在政府の基本方針に基いていろいろ問題が起つてお

ります。これはひとり千葉の川崎製鉄の問題といふことでなく、日本の溶鉱炉建設をどの程度に押えるか、どの程度に援助するかといふ問題を今比較検討をしております。有田さんの御意見は十分われれも考へて参りたいと思ひます。

○有田(二)委員 それについてさらにお尋ねしたいのは、化学繊維、合成繊維の問題であります。羊毛に例をとりますと、合成繊維が非常にいいといふことが言われております。また、資源も国内でとれるのであります。これがこれによつて海外からの綿の輸入もある程度抑制できるということも考へられるのであります。これらに對して開発銀行としてはどういふ融資の方法がとられておるか。この点をひとつお聞きしたいと思ひます。

○小林説明員 化学繊維の問題は、御承知の通り最近おきましても、新しい繊維が続々と出て参つておるとい

よりな状態でありまして、特に化学繊維の二、三のものに關しましては、漁網等に最も適切な繊維であるといふことを言われておるのであります。日本の漁網に対する綿花の量といふものは相當の量になりますので、これを化学繊維で置きかえて行くといふことは、非常に重大なる問題であると思つております。従つて漁網に關しましては、開発銀行はすでに二十六年度におきましても関心をもちまして、一、二取上げておるような状態でありまして、夏委員 開発銀行の運営の点につきまして、大蔵大臣、銀行局長に過般

来二、三質問しておきました。その要點は、開発銀行はその名のごとく、開発のためにその運営のよろしきを得なければならぬ。よつてここに各地区的の開發といふこと、それから業種別の開發といふこと、現在開銀がお考へになつておる運営の方法は、各業種ごとに重点的に考へになつておるだらうと考へております。業種別の重点的の運営、今申し上げた地区的の運営、これは両面に考へていじやないか、こう考へております。昨日も大蔵大臣にこのことをお伺ひしたので、

これは地区的の運営といふこともある程度は織り込んでおりました。けれども、もうひとつ未開發の地区を開発することにも、相當御考慮願ひなればならぬじやないだらうか、こう考へておる次第であります。きのうは大蔵大臣の御答弁を伺つたので、御答弁の食い違ひはないでしようけれども、そつち二様の考へで今後の運営も考へすべきではないか、こう考へますので、その点の御答弁を願ひたい。

よりな状態でありまして、特に化学繊維の二、三のものに關しましては、漁網等に最も適切な繊維であるといふことを言われておるのであります。日本の漁網に対する綿花の量といふものは相當の量になりますので、これを化学繊維で置きかえて行くといふことは、非常に重大なる問題であると思つております。従つて漁網に關しましては、開発銀行はすでに二十六年度におきましても関心をもちまして、一、二取上げておるような状態でありまして、夏委員 開発銀行の運営の点につきまして、大蔵大臣、銀行局長に過般

○小林説明員 ただいまの御質問に對しては、大体開発銀行の融資の方針は、日本の全体の産業を見まして、それを業種別に重点的にやつて参つておるのであります。しかしながらおつしやる通り、地区別の特殊事情を決して考慮しないわけではありませぬので、この点も十分地区的特殊事情に對しては、今後も考慮をいたして行きたいと考へております。

○佐藤委員 苦米地英俊君。長期信用銀行制度をこのたび確立せられる意思をもつて法案が上程されておりますが、私は原則としてこのたび提案された法案に對して賛意を表するものであります。この長期信用銀行ができませんれば、資金源と貸出しとの間の調和もとれ、従つて長期資金が円滑に運営されて行く。従来設備資金にのみ重きが置かれておつて、長期の運営資金がとかく軽んぜられて来たためにも事実であります。これらの欠陥が

この制度の確立によつて非常に円滑に行くようになり、また経理の問題であります。ある程度オーバー・ローンの問題も解決せられるといふことになつておるので、基本的にはきわめてけつこうな構想であると私は信じて、賛意を表するにやぶさかではないのであります。しかしこのことはどこまでも一般論であつて、ものには常に例外がある。例外のない規則はないと昔から言われておりますが、この制度確立のために例外的に不況に陥るものをはたし

てないであらうか。私は疑義の念を持つものであります。具体的に申し上げますと、北海道については現在北海道拓殖銀行が債券を発行いたして、本年四月末現在で発行高が三十四億円になつておりますが、この資金を通じて北海道の長期資金の供給に、重要な役目を果して来ておるのであります。しかし従来の北海道拓殖銀行の供給しておつた資金はまことに不十分であり、中小企業は非常に悩んでおるのであります。その結果をいたしまして、北海道に総合開發の支障を来しておるのが現状であります。こういう状況下におきまして、北海道拓殖銀行が將來債券の発行ができなくなる、また長期資金の取扱いができなくなる、このことは、道内の産業界に多大の衝撃を與えておるのであります。この点に對して政府は道民に安心を興える何らかの構想もしくは施策を持つておられるか。この点をまず第一にお伺ひしたいと思つております。

○池田國務大臣 結論から申し上げますが、お話のように今の北海道拓殖銀行をもつては、北海道の開發には私は十分ではないと考へるのであります。北海道拓殖銀行は四、五百億の資金源を持つております。しこうして昔の長期銀行たる性格よりも、今では短期金融を主とする性格にかわつて来ておるのであります。前に北海道拓殖銀行と北海道銀行とが併立しておりました。しかしその後合併いたしました。また名は拓殖銀行であります。実は商業銀行になつてしまつておる。こ

ういう二足のわらじと申しますか、こ

うい

う

う状態では北海道の拓殖は十分に行かぬのじやないか。一歩進めて大銀行に溶け込んで、大銀行の力をもつて北海道拓殖に當る方が早道である。こ

うい

う

う

であります。

○苦米地(英)委員 たいまの大蔵大臣の御答弁によりまして、大分事態は明らかになつたのであります。長期信用銀行ができました。北海道拓殖銀行が債券を発行し得なくなつたときにおいて、もし北海道の拓殖銀行が現在通り、債券を発行したならば獲得し得るであろうという財源を、この新しい長期信用銀行が北海道のために確保するかどうか。この点をひとつお伺いしたいと思ひます。

○池田國務大臣 今まで以上に北海道に行くようにしたいと思ひます。それが北海道拓殖銀行は北海道だけだといつても、その債券がはたして北海道だけに使われるか、一般の短期預金と合同してやりますときに、これら道のみに使われるというの、これは妄信でございます。それよりもやはり長期的なものは長期銀行に持つて行つて、それが北海道の本店の会社かあるいは北海道に支店を持つ会社か、どういふふううに北海道に使つておるか、これを監視する方が、長期資金がどれだけ北海道に行つたかといふことがよくわかるのでございまして、こういう場合におきましてもはつきり問題を取上げて、それによつて指摘し管掌して行つた方がいんじやないかといふつもりでございまして。従いましてお話し通りに北海道の開發につきましても、私は十二分の考慮を払ふといふことを言明してはばかりません。

○苦米地(英)委員 たいま大臣の言明せられたところによりまして、た

い拓殖銀行が債券を発行しなくなつても、その債券発行によつて供給できる長期資金以上なものを考慮して北海道の方にまわしてやる。またそれによつて確實に北海道にそれだけの資金が流れる、こういう御説明でございます。しかし、この点は了承いたしました。しかし長期信用銀行が、たいまの御説明の通り重役を常駐させる大きな支店を北海道に設けられるといたしまして、この窓口が一つであつては、北海道のような大なるところでは容易にこれを利用することができないので、たいまのお話によれば、拓殖銀行にこれを代行させるという道も開きになるといふように了解いたしました。その点間違ひございせんでしょうか。

○池田國務大臣 これは北海道に支店を一つくらい置くとか、二つくらい置いても十分な措置ができないので、私にはやはり北海道拓殖銀行を代理店その他に使つて行くことは信用銀行としても便利がいいし、拓殖銀行としても、今までの關係上適当じやないか、こう考へておられますから、お話しのような方向へ進んで行きたいと思ひます。

○苦米地(英)委員 たいまの大蔵大臣のお話で、日本開港銀行の資金について、北海道の特殊性にかんがみ、北海道の総合開發に必要な資金は融通するように、格別の考慮をするといふような意味の御答弁があつたのであります。これに関連しまして、開港銀行の總裁にお尋ね申し上げたいのであります。日本開港銀行は、政府資金の基本計画に順応して、北海道開發に必要な資金並びにその運営について、特別な措置を講ずる御用意が銀行自身としておありになるかどうか。総

裁から御答弁願ひたいと思ひます。

○小林説明員 たいまの苦米地さんの御質問でございますが、御承知の通り日本開港銀行は、たいまにおきましては北海道地区に、札幌に事務所を設けまして、復金から継承いたしました債権の管理、回収をしておるのであります。しかしながら北海道の産業事情を考慮しまして、できるだけ早い機会に、たいまの予定では本年の十月一日までには、おそくもその事務所を支店に昇格いたしました。そうして融資事務をこの支店が直接扱うような組織にかえたいと考へております。しかしながらたいまの長期信用銀行の問題で、北海道拓殖銀行の機能の改変等が伴います關係等もありません。この十月一日の支店設置を早めまして、第一、四半期の間におきまして、できるだけ早い機会に支店をつくりたいと考へておるのであります。と同時に、従来北海道に対する融資は、その特殊地区を十分に考慮いたしまして、融資の時期等に対しましては適切な資金の出し方をして参つておるのであります。今後とも政府の基本計画に基きまして、できるだけ北海道の特殊地区を動員いたしまして、十分に融資を積極的に考へて行きたいと思ひます。と同時に北海道開發等とも十分連絡をいたしまして、北海道の産業資金はできる限り御便宜をはかりたいと考へております。これはたとえて申しますると、二十六年度におきまして北海道に、これは日本セメントだと記憶しておりますが、セメント工場の増設をいたしました。その資金を開港銀行が出してありますが、これは二十六年度に

おきましては北海道だけでありまして、他の地区には出していないといふような事情もございまして。そしてこれもすでに御承知のことかと思ひます。二十六年度におきまして、北海道地区に対する開港銀行の融資の総額は、十七億五千万円に現在なつております。大体これは開港銀行の融資総額の一〇%に当るのであります。他のいろいろの比率を見ますと、大体北海道は全国の五%といふことには、この比率ではなつておりましたが、融資の点は一〇%を融資しております。この点にはより以上積極的にして参りたい。現在では考へておるのであります。

○苦米地(英)委員 開港銀行といたしまして、政府の基本線に従つて十分御協力をくたさる旨の言明がございましたので、大いに安心するものであります。従来、造船の融資をなげておられますと、造船であるとか、炭鉱であるとか、天然資源開發であるとか、そういうような大きな資金は北海道で使われるものとして、大体中央の折衝できましておつたように思ふのであります。現在北海道の困つておるのは、そういう大企業の金融ではなくして、中小企業の金融が困つておるのであります。この十七億五千万円という昨年度の融資につきましては、大企業の融資がそのうちどのくらいを占めておるかをお伺いいたしたいのであります。

あるとか、あるいは北海道のはしけの荷役であるとか、そういうふうなものもがやはりございまして、これは件数から申してある程度ございまして、金額的にはやはり大企業の貸付が多しございまして、パーセンテージから申しますと、ほんとうの地元会社になつておりました、やはり非常に低い率になつておりました。お話し通りであります。

○苦米地(英)委員 この点が非常に心配なのであります。日本開港銀行が北海道のことを考慮に入れて心配してやると申されましても、それが大企業に偏重しておる限り、現状と異ならなければかりでなく、われわれがもし日本開港銀行の言明を信じ、道民は安心をしておりました。北海道の方には資金は心配してやつておるのだ、資金は量的にも、また時間的にも十分考慮してやつておるのだと言ふけれども、その恩恵を受けるものが、従来中央で折衝してきめておつた大企業だけであるといふことになれば、現在以上何ら裨益するところはないのであります。將來この方針について、開港銀行はどうかいふふううにやられるか。それを伺つておきたいのであります。もちろん開港銀行は國家の方針に従ひまして、造船であるとか、電源開發であるとか、炭鉱であるとか、そういう基本的なものに順序をつけて、重要さをもつて融資しておられることは承知しておるのでありますけれども、現在は北海道の事情としては、それだけではどうにもならない状態にあるのであります。そこでその点について、日本開港銀行總裁から御答弁を伺ひたいのであります。

○中村説明員 たいまの苦米地さんの御質問でございますが、お話し通り十七億五千万円のうち大部分は中央折衝で、東京に本社のある大会社であります。しかしながら北海道地区、

○小林説明員 たいまの苦米地さん

○苦米地(英)委員 たいまの苦米地さん

の御質問でございますが、これは十七億五千万円二十六年度に北海道地区に融資をいたしたものは、ことごとく北海道地区で使われている金でありま

す。従つて、北海道地区にそれだけの金が残分には、今後の北海道地区に余分に金が流れるという事は、北海道地区自体の、また将来の北海道の銀行等の預金も順次ふえて参ります

し、北海道の金融状態が非常によくなつて来るのだという事に、私は結論はなるのではないかと思ふのであります。開発銀行の資金は、本店が東京にありま

す。北海道地区でそれが完全に使われているという事は、これは常に資金の用途は嚴重に監督しておりますので、私の申し上げた金は、北海道地区でことごとく使われているのだということ

を御承知をお願いしたいと思います。同時に近き将来において、札幌に開発銀行が支店を設けました以上は、ここで融資業務をいたしますので、従来本店で扱

いますものと違ひまして、地元支店が融資機関を持ちますので、従来よりも中小企業の融資も積極的にできるのではないかと考へております。

てわれ／＼が渴望しておる中小企業の振興、または開発銀行からの融資という事は、期待をかけられないことにならぬのであります。なるほど北海道に支店を設けるから、ある程度は中小企業にも及ぶだろうというようなお話もあつたのでありますけれども、これはま

つたく運営上の問題であつて、北海道に大きな金融が折衝されて来るのだからという根本観念がある以上は、中小企業に対する資金の融通ということについては、きわめて軽く扱われるおそれがあるように思ふのであります

が、この点についても一度御答弁をお願いしたいと思います。

きないのではありません。実例を今ここで詳しく述べるまでもなく、総裁もそのことは十分おわかりになつての上のお言葉だと思ふので、その現実はこの

で申し上げることを差控えます。もちろん将来にいつても、すでに北海道には、これはこれだけの融資をしておるから、これ以上はできないとい

うような口実を設けられるおそれがあるのであります。しかも、これだけ行つておるといふものの、ほとんどすべてが大企業を相手としたものであつて、中小企業を相手とする場合には、北海道にこれだけ注入したから、これ以上は無理だといふようなことをいつて、逃げるといふおそれが多分にあるのであります。そこで総裁にもう一度

お伺いしたいのであります。中小企業に流す資金というものを、結びつけて考えないといふように言明せられることができるかどうか。この点をお伺いしたいのであります。

○小林説明員 ただいま苦米地さんのお話だと、二十六年十七億五千万円出したのだから、もうこれ以上は北海道に對して特別の考慮を払わねといふようなお話でありますが、私はそういうことは決して申し上げたのではなくて、二十六年の業績がかく／＼である、従つて二十七年にはより以上積極的に北海道に産業資金を出さなければなりません。そう申し上げたのであります。それに付け加へまして、北海道に支店も設置されることでありま

す。それから、中小企業の金融も扱いが一層円滑になるのではないか、従つて中小企業の資金もより以上出し得るような態勢をとつて行くのだ、こういうことを申し上げたのであります。

も早いことを望みますが、まず大体見通しはどのくらいであるか。これは多少の狂いを生じていたし方ないと思

ひますが、この点は言明することを困難とさせていただきますか、お伺いしたいと思ひます。

○小林説明員 開発銀行の札幌支店の設置時期は、御承知の通り支店を設置いたしますには相当準備期間がいりますので、ただいま支店を設置するといふわけにも参りませんが、私のただいまの考へをもつていただきますと、できれば八月一ぱいくらいに支店設置をいたしたい、こういうふう

ろの行き違いが生ずるといふようなこと
ともあると困りますので、この点につ
いては事務的に北海道開発庁次長とよ
く御連絡をいただき、その内容等につ
いてもお互いに文書を交換するといふ
ふうにしていただきたいと思います
が、その点はいかがでございますし
ようか。

○小林説明員 先ほども申しましたよ
うに、北海道開発資金に対しましては
開発庁とも今後十分密接なる連絡を
とつて参りたいと考えておりますか
ら、その点御了承願います。

○苦米地(英)委員 ちよつとはつきり
しなかつたのでありますが、これはも
ちろん委員会の速記録で将来明瞭にな
ることでもあります。お互いの人格を
尊重するがゆえに、これ以上のことは
一応必要ないと考えられますが、まだ
こまかい点について遺漏があるかもし
れませんし、また私どもが各方面と話
合ひをして、この長期信用銀行の委員
会における審議を進めて行く上におき
まして、こゝろふうになつておる
からと私どもが言うことができるよう
にするために、なお総裁におかれまし
ても、北海道開発庁次長もしくはその
事務担当者、開発銀行の事務担当者
との間において明細なる打合せ了解を
つけまして、文書として残すというよ
うにひとつ取扱つていただきたいと思います
のであります。もちろんその資金は
どれだけ流すとかいうようなことは、
これはできないことでもありますけれ
ども、運営等についてこの基本線だけ
は、はつきりしておきたいと思つた
のであります。この点をもう一度ひとつ
総裁にお伺いしたいと思います。

○小林説明員 北海道開発庁も政府機
関でありますので、従つて北海道開発
庁とは十分にわれ／＼も北海道の特殊
性を考慮いたしまして、今後時々打合
せを遂げて行きたいと思つておりま
す。どうぞその点御了承願います。
○苦米地(英)委員 時々打合せで行く
とかいふお話であります。それはも
ちろん必要であります。今長期信用
銀行法案を取扱う上におきまして、い
ろいろ複雑した事情がありますので、
この事情を乗り越えて行くために私は
こまかいことはとにかく、基本線だけ
はさつそく打合せで明確にしておい
ただかないと、私どもがいろいろな
関係方面に政治折衝するの困難かと
思つたのであります。この点ぜひ総裁に
ひとつ了承していただきたいと思います
です。

○小林説明員 再三申し上げておりま
す通り、北海道開発庁次長も開発銀行
に参つて打合せを現在しておるよう
な状態でありまして、これは遺漏なく
つもりであります。もちろん政府と北
海道開発庁との連絡も十分にとること
と思つております。三者一体にできるだけ御
希望に沿いたいと思つております。

○苦米地(英)委員 私にはどうも総裁
がこの点について積極的でないとい
うことが、了承できないのであります。
確実なそやるといふならば、その基
本線をはつきり出されたつて、どこにも
支障がないわけでありまして、あとから
になつて自由な解釈をして、自由に動
かうというのならば、そういう意思が
あるならば、これを躊躇する理由は十
分にあると思つて。そういう意図がない
ならば、これに対して二の足を踏まれ
るという理由はどこにもないと思つ
ますが、小林総裁はその点はいかがで
ございませうか。

○小林説明員 大体御承知の通り開発
銀行の融資の線は、政府の基本計画に
基きましてやつておりますので、開発
庁の計画も当然政府の計画の一環であ
ります。この線は開発銀行としても十
分尊重して参ることでありまして、苦
米地さんは非常に御心配の上でありま
すが、私がここで再三立ちましてもか
うに申し上げることを、ひとつ御信用
願いたいと思つたのであります。

○苦米地(英)委員 開発銀行も政府機関
であり、開発銀行も政府機関であるこ
とはもちろんでありますけれども、お
のおの独立の立場を持つて、おの／＼
独立に動き得る立場にあるのでありま
すから、そのことをこの機におい
てはつきりさせておかないと、私ども
がこの問題を取扱う上において、私は
こゝにはつきり申しませぬけれども、
政治的ないろ／＼の支障が起るこ
とを予見するがゆえに、この点を私は
つづけるわけなのであります。決して
政府機関との間でどうだといふのじや
ありませんけれども、政府機関同士で
あつても、各省と省との間であつて
も、とかく誤解があつたり動かなかつ
たりすることがある。いんやんや金融機
関と開発銀行というものの間におい
ては、行き違ひや意見の相違も起るだ
らうと思つたので、基本線についてだ
けは動きがないところをはつきりさせ
ておかないと、私どもこの銀行法を取
扱う上において支障を生ずると思つて
おるに、私は総裁にこの点ぜひ御了承
願いたいと思つたのであります。

○池田国務大臣 開発銀行と政府関係
の問題でございますので、大蔵大臣と
してひとつ申し上げたいと思つて
おります。

○小林説明員 大蔵大臣は、政府の
融資方針に基きまして、開発銀行は
直接の監督に当る大蔵大臣とは、常
に密接な連絡をとつております。しか
し開発銀行総裁として、個々のた
えば北海道に金を出す場合、あるいは
農林関係の問題とかあるいは通産関係
の問題につきましては、これは開発銀
行総裁が独自の考えで、個々に政府の
意見を聞かれるような場合もあると思
います。開発銀行総裁として、北海
道開発庁とは特別の協定をいたしま
すとか、農林省とはこゝろ協定をや
つて行くといふことは、なか／＼おつし
やりにくい問題ではないかと思つ
ます。従いまして、まず私が大蔵大臣と
して、各省のとりまめ役をやりました
つて、そゝろして開発銀行と連絡をと
る、こゝろふうにしました方が、両方
もやりいんじやないかと思つたので
問題に金融の問題ばかりでなしに、予
算の問題その他の点が総合的に考えら
れなくてはならぬ問題と思つたので、
開発銀行総裁が今までお答えにな
つたことはもつともなことでございま
す。しこゝろして今苦米地さんの述べ
られた真意も、開発銀行総裁にはわか
つておると私は考へるので、大体この
程度でひとつ御了承願いたいと思つ
ます。

○苦米地(英)委員 ただいまの大蔵
大臣のお話もごもつとも存じますけれ
ども、私は人を対象としてお話をし
るんじやありません。機構と機構とを
対象としてお話をしているものであり
まして、大蔵大臣池田勇人という人を私
がいかにか信用してしましても、時代
とも大蔵大臣になる人はかわるもの
と思つたのであります。また開発銀行
総裁小林中氏も、小林という個人を
相手に私は申しておるんじやありませ
ん。かわるかも申しておれない。時間
の経過とともに必然的にかわる時期
が来るに相違ない。であるがゆえに、
私は人をいかに信用しても、機構と機
構との間は、それは前任者の考えであ
つたと言われたいんじや、すべてが
ひつくり返つてしまふのでございま
す。ですから機構と機構との間にお
いてはつきり動かかない線を出して
おくことが必要であつて、個人
の信用といふものを離れて、この問
題は考慮しなくちやならないと思
つておる次第であります。

○池田国務大臣 私には池田勇人個人
として申し上げたんじやないのでござ
いまして、日本開発銀行ができました
経過から考へまして、政府もいたし
まして、大蔵大臣の監督のもとに政
府の融資の方針を閣議決定をして、
これにのつてやつていただくように
いたしておるのであります。従いま
し機構として、できておるその機構
がいかにか悪いかという問題は、こ
れはそこの状況にもよりますし、ま
た人の問題もあるかも知れませんが、
ただいまの機構といたしましては、
開発銀行が個々の官庁と融資その
他についてとりきめをするという機
構には相違ないものであります。た
だいまの閣議決定によりましては、大
蔵大臣が監督する、この機構で行く
のが適当だと思つて。で、そういう機
構のもとに運営をどうするかといふ
ことにつきましては、ただいま申し上

がいかにか信用してしましても、時代
とも大蔵大臣になる人はかわるもの
と思つたのであります。また開発銀行
総裁小林中氏も、小林という個人を
相手に私は申しておるんじやありませ
ん。かわるかも申しておれない。時間
の経過とともに必然的にかわる時期
が来るに相違ない。であるがゆえに、
私は人をいかに信用しても、機構と機
構との間は、それは前任者の考えであ
つたと言われたいんじや、すべてが
ひつくり返つてしまふのでございま
す。ですから機構と機構との間にお
いてはつきり動かかない線を出して
おくことが必要であつて、個人
の信用といふものを離れて、この問
題は考慮しなくちやならないと思
つておる次第であります。

ましたように、大蔵大臣としては各般の事柄につきまして各省、各庁の意見を聞く、そうして閣議決定の方針を定める必要があればかえりまして、またその方針の内ではどういふふうな運営にしたいかということ、私がこれを監督者としたしまして適当に処置する、こう申し上げておるのであります。

○吉米地(英)委員 どうもそのところにしつくり行かないところがあるのではありません。閣議決定は、大体重点をどこに置いて金融をするかという問題についてだけ決定があると、了承しておる次第であります。もちろん大蔵大臣の御答弁は、個人ではなく大蔵大臣として答弁しておる。これは私その通りであると信ずるのでありますけれども、やはり個人を離れて公の職といふものはあり得ないので、個人がかかればその考え方も内容も勢いかわつて来るのであります。でありますからして、そこを私が心配をするばかりでなく、この問題に關係を持つておる多くの人が心配しておる。ある人はごまかされちやだめだぞと、私にこう言う人もあるのであります。自分にごまかされてるんじゃないんだ、こういうふうに信ずるがゆえに言わなければならぬのであります。それでなければ問題はなか／＼まともでない。もし衆議院でまともつても、参議院へ行つてまた妙なことになるはせぬかということを、私はおそれておる次第なのであります。そこでどうしてもこれが満足の行く御答弁が得られないならば、この程度で私は保留して、なお研究もし相談もしてみなくてはならないと思ふのであります。

それからもう一つ大蔵大臣にお伺いしたいのであります。北海道の金融は、長期信用ばかりでなしに、商工金融であるとか、国民金融公庫であるとか、農林漁業資金であるとか、こういうふうなもの供給いかんによつても、非常に大きな影響があると思ふのであります。これらの点につきまして、大蔵大臣はどういうお考えを持っておられますか、一応お伺いしたいのであります。

○池田国務大臣 各種金融機関につきましても、それ／＼その分野におきまして、また日本の産業経済状況を検討してやつておると思ふのであります。これは予算でもおわかりになるように、公共事業費その他につきましても、北海道については特別に政府として措置をとつておることは、吉米地さん御承知の通りであります。また開発銀行につきましても、先ほど総裁から申されておるような状況でありまして、また新銀行設立の場合にも、そういう気持でやるということは私が言明した通りで、一般の金融機関につきましても、先ほど私がここで申し上げましたような気持で、指導いたして行きたいのであります。

○吉米地(英)委員 ただいまの問題については大蔵大臣の御答弁に満足いたしません。この問題は留保いたしました。今日はこれで打切りたいと思ふのであります。

○有田(二)委員 去年の夏に、私は大蔵委員として北海道の国政調査に小山、奥村両君と一緒に参りました。今吉米地さんの話の中に、金融に力が入つていないという意見がありました。が、公平に見て日銀の例をとつてみて

も、札幌、小樽、函館、釧路と四つも支店がある。しかも函館の方はたつた二十二億の預金で二十七億の貸出しであつたにかかわらず、こういうところ

に支店がある。また小樽にしても、支店の必要性がないということを私は痛感して歸つて参つたものであります。もちろん北海道は日本に残された、たつた一つの開拓されるべき有望な土地であることは、だれしも十分認める

ところでありませぬ、北海道だけでなく、九州も四国も、それからまた委員長の県は宮崎県ですが、それ／＼開拓しなければならぬ県も残されておると思ふのであります。北海道についてはやはり特別に考えることが妥当だと思ふ。しかもこの問題を吉米地さんがやかましく言われるようになった原因は、やはり北拓の問題が中心になつておると私は考えるのであります。私は先般の予算委員会で大蔵大臣の池田さんに、北拓とか勸銀のように二足のわらじで行くことはよくない、商業銀行でありながら債券を片方で持つておるというところは、他の市中銀行あるいは地方銀行に比べてアンバランスであるという点をやかましく申し上げたのであります。そのことによつて、長期信用銀行のできましたことは非常にけつこうであります。今吉米地さんの御心配になつておられる点を考えましても、また今日日本開発銀行の小林さんの御答弁を聞きましても、支店の設置に準備がかかるというお話

であります。また長期信用銀行が発足しても、一年以内という報が入つておられますけれども、私はまだ準備にかかるとおもうのであります。これらについてももう少し検討をす

れば、吉米地さんの御心配の点もなくなるのではないかと、かように考えるのであります。大蔵大臣の御所見を承りたい。

○池田国務大臣 この法案が通りまして、ただちに着手にはかかりませんが、何と申しましても、新金融機関が設置されて動き出すまでには、やはり相当の時間を要することは、これは今までの例から見てもわかることではあります。従いまして、いよ／＼新銀行が設立せられて活動する、また開発銀行が支店を置いて積極的にやるというまでには、つなぎとしてやはり北海道折殖銀行の業務を考えなければならぬと思ふ。

○宮崎委員 ただいま開発銀行法の一部改正と長期信用銀行法と混同されたようなお答がかわされておるので、その点をはつきりさしていただくために、開発銀行としてお伺いするわけでありませぬ。開発銀行は、先ほど総裁に総括的なお尋ねを、二いたしたわけでありませぬ。政府の長期信用銀行といふものは純然たる民間機関であります。吉米地委員は、日本の重要開発点である北海道の問題について、あるいはその地区に密接な關係のあります郷土愛、あるいは国家を愛するがゆえのお気持から、いろいろなお尋ねをしておつたのであります。総裁も大臣も個人の資格とかあるいは公の資格とかいふことまで加へまして、御答弁があつたわけでありませぬ。そのやりとりを聞いておられますと、この長期信用銀行法自体に何らか足りない点がありまして、それで政府機関である開発銀行の資金をもつて、これを補充

するといふような感じがいたしましたのであります。これは私のえこじな考えからそう聞えるのかもしれないが、いやしくも開発銀行の次長と開発銀行との間で、何か書面のとりかわしをしたらどうかといふまでの御意見があり、これはお互い政府機関であるから、書面によるといふことを開発銀行と折殖して、北海道は重要な開発点であり、吉米地委員の人格と北海道を愛する気持はよくわかるのであります。かような法律制定にあたりまして一地区一地方に對しまして特別な配慮が加えられるということが、もし法案審議に現われた場合は、私はこれは容易に看過すべからざることでせう。ところが法律の欠陥を補う一つの行政措置であるといふようなお伺いがあるならば、残念ながらこれには賛成する勇氣がないといふことになりませぬ。この点につきまして、大蔵大臣といたしまして、また開発銀行の総裁といたしまして、はつきりした御意見を伺いたいと思ふ。

○池田国務大臣 御質問の点がはつきりわからないのでございませぬが、私は開発銀行と長期金融機関といふものを混同いたしてはおけません。開発銀行は開発銀行でその使命によつて行くのであります。これは完全な政府関係機関であります。しかし長期金融機関は、これは民間の興銀といふようなものと似たものでございませぬ。従いまして、長期信用銀行法に根本的に欠陥があるという点、趣旨としてはこれは反対する理由はないのであります。その経過的な措置等におきまして不足があるから、これが開発銀行の札幌支店によつて補われるというに至り

するといふような感じがいたしましたのであります。これは私のえこじな考えからそう聞えるのかもしれないが、いやしくも開発銀行の次長と開発銀行との間で、何か書面のとりかわしをしたらどうかといふまでの御意見があり、これはお互い政府機関であるから、書面によるといふことを開発銀行と折殖して、北海道は重要な開発点であり、吉米地委員の人格と北海道を愛する気持はよくわかるのであります。かような法律制定にあたりまして一地区一地方に對しまして特別な配慮が加えられるということが、もし法案審議に現われた場合は、私はこれは容易に看過すべからざることでせう。ところが法律の欠陥を補う一つの行政措置であるといふようなお伺いがあるならば、残念ながらこれには賛成する勇氣がないといふことになりませぬ。この点につきまして、大蔵大臣といたしまして、また開発銀行の総裁といたしまして、はつきりした御意見を伺いたいと思ふ。

○池田国務大臣 御質問の点がはつきりわからないのでございませぬが、私は開発銀行と長期金融機関といふものを混同いたしてはおけません。開発銀行は開発銀行でその使命によつて行くのであります。これは完全な政府関係機関であります。しかし長期金融機関は、これは民間の興銀といふようなものと似たものでございませぬ。従いまして、長期信用銀行法に根本的に欠陥があるという点、趣旨としてはこれは反対する理由はないのであります。その経過的な措置等におきまして不足があるから、これが開発銀行の札幌支店によつて補われるというに至り

ましては、私は本末転倒している疑いがあると思つております。従いまして、苦米地委員の御心情、御熱意に対して反対の気持を持つものではありませんが、法律案を審議する立場から言いますと、技術的な面を重点に考へて、その間に必然と區別がつくのであります。北海道殖産銀行が今まで二足のわらじをはいておつたのを、今度はそのわらじをすてきうので、経過的問題として支障のないようにしよう、こゝうしております。機関自体の性質は、あらためて申し上げるまでもなく、別個の機関であるのであります。それから北海道殖産銀行というのは特殊な銀行でありましたから、この移りかわりで北海道殖産銀行をどうするかといふ御心配は、御心配なさるのも無理からぬことであると思つてます。先ほど申し上げましたように重要な地点でありますので、特に注意を払つて今後やつて行こう、こゝう申し上げているのであります。

○富樫委員 私のお尋ねした言葉もわからなかつたかもしれませんが、御答弁の方も私の気持とは少し違つています。私の申すのはそういう趣旨ではない。開発銀行は北海道開発のために協力するので、予算措置その他これらを重点的にやつて行く方針には、何ら異存がないのであります。けつこつなことだと思つてはいます。しかしながら、今までのやりとりを見ますと、長期信用銀行法のおきたらぬ点が、開発銀行によつて補充されて行くというのであります。かりに申すならば、興業銀行が長期信用銀行として新たに発足するか、あるいはさらにこの法律が施行

された上に、準備されました日本長期信用銀行というやうなものができ、その支店を北海道の各地に設けまして、それ（ ）のまかないをするというならばわかります。長期信用銀行によつて北海道は興業の能力も失ひまして、純積金銀行、商業銀行となるのだ。それからその商業資金のまかないはどこでやるかといつたらば、開発銀行等の融資によりしかるべくその資金をまかなうといふことになるので、法律上、苦米地委員は温厚篤実なる言葉の言いまわしをされますが、足りないところが開発銀行の融資によつて補われるのははなかりか。それによつて開発銀行の總裁から一札をとつておこななければならぬといふことは、速記を繰返してお読みになつたならば明らかな事実であります。私はこの点につきましても、もし一つの既成事実をもつて長期信用銀行法を條件付で発足させるということに對しましては、私どもは了解に苦しむといふことをお尋ねしたのであります。従つて單獨に北海道開発のために開発資金注入等に配慮せられることは、私どももとり賛成であります。けれども長期信用銀行法の欠陥を補足せんがために、その措置によつて、しかも行政的な配慮によつてこれをいたさうなご趣旨でございます。私どもの尊敬いたします大蔵大臣のやり方として、決して私はそう賛意を表することはできないといふ趣旨を、まずい言葉でお尋ねしておるのであります。これほど多く申せばわかると思つておる。

○池田国務大臣 大分誤解があるやうであります。これは苦米地さんの御意向をそんなくいたしますと、長期金融

機關としての北拓がなくなつた場合に、銀行につきまして、支店を置くとか重役を常駐さしておきたいやうな方法を講じてもらいたい、こゝういふことにつきまして、私と苦米地さんの間に話があつた。しかしして新長期信用銀行といふものはまだ発足しておりませんし、これに對してどういふことか、これはまだこの問題であります。しかし開発銀行はもうすでに発足いたしましたから、その経過にかんがみ、苦米地さんがいふ御意見を言われておるのであります。長期金融機關の審議あるいは決定の條件としてどういふ言われておるようには、私は思つていないのであります。今までの開発銀行の経過からいつて、こゝういふにやつたらどういふか、こゝういふておきますが、今証文をとりかわしたりすることはお待ちください、そうしなくてもうまく行くと思つております、こゝういふことを言つておるのであります。

○富樫委員 それではつきりいたしました。従いまして、ただいままで苦米地委員と御答弁のやりとりのありましたことは、あくまでも一時的に、もし長期信用銀行的存在があるいは二足のわらじをいたしたとしても、そいう存在が北海道地区になかつた場合に、政府機関もあるもので、これらと開発銀行あるいは政府の予算措置等によりまして、この開発銀行が資金の供給を全部して行きたい、こゝういふ趣旨であつて、あくまでも長期信用銀行そのものに關連しての問題でない、こゝういふことを、了解してよろしいのであります

○池田国務大臣 これまたむづかしいのですが、前提はこうですか。北海道殖産銀行といふやうな長期銀行がもしなかつた場合においては、新しい長期銀行ができる場合においては、あゝいふやうな議論はないか、こゝういふことですか。

○富樫委員 開発銀行を通じていろいろな措置は、長期信用銀行法を施行しようといふ趣旨とは全然別個な観点から、苦米地委員との間に質疑問がかわされたのか、それとも長期信用銀行の発足によりまして、ただいまの北海道殖産銀行の発券能力その他によつてまかなつて参りました北海道の資金に欠陥が生ずるから、開発銀行その他から供給してこれをまかなうのだといふ妥協の答かといふのです。

○池田国務大臣 制度の問題と実質の問題とわけて行かなければならぬと思つておつたかと思つて、別個の問題であります。しかし何といつても、北海道へ金をできるだけ出して開発に充てたいといふときは、関連性がございませぬ。

てまかなわれるからいいと思つて。それについては開発銀行の總裁は、開発の次長あたりと覚書の一本くらいもとりかわしておいてもいいが、どうだといふやうなお話がありました。それが曖昧模糊として流れて来ておるのではありませんから、その点で制度の區別のあることはわかりませんが、観念の區別のあることもわかりますが、そゝういふ場合においては、一地区に偏重するところの行政的運営によつて、補つて、それで長期信用銀行を発足せしめなければならぬかといふ、一つの考え方、長期間に足らないところを政府機関と相まつてこれを補完して参りたのであります。それが法律運営にいたのであります。それが法律運営に

あたりまして、單に北海道地区だけを重点的に考えようといふやうな言葉が残つておつたかと思つて、なか／＼これはむづかしい問題にならうと思つておるのです、そゝうでなしに、制度の問題も観念の問題もよくわかりませんが、非常に脱線した話になるかもしれませんが、われ／＼の先程としてごそんなく申し上げれば、表面から申は北海道殖産銀行の発券能力を急激にとられては困る、こゝういふことはなかりかと思つておるものであります。それをもつとはつきりしていただかないと、苦米地委員のしば／＼繰返されるように、参議院等の審議もあり、とかく参議院は衆議院の大蔵委員会は何をしておるなどと物申しておるやうでありますから、何もしておらない、正常に國民の代表として審議を進

九

めて行く、たとい大蔵大臣であろうが、開発銀行の總裁であろうが、明らかにするとところは明らかにいたしました、この審議をするのだ、こういう過程をたゞいましておるのであります。従つて何らそこに感情的な気持もないのであります、一方に片寄つた措置といふことにとられる質問や、法律それ自体に対する当委員会の不満といふものを、行政措置によつて妥協的措施をとるといふようなことに至りましては、残念ながら賛成ができないという意味であります。しかしこういふようなことは、私はこれ以上は関連質問の範囲を越えすからやめまして、まだこの法案の審議は続くことであり、また、具体的にその機会に私のよくわからぬところを、大蔵大臣からお教えを請うことにいたしました、私はこれで終ります。

○苦米地委員 宮崎委員は私の言葉を大分誤解しておられるようであり、私どもも一応明確にいたしたいと思つて、長期信用銀行が発足する場合には、今後の北海道の長期金融が、今まで拓銀で世話を見られていたのがどうなるかといふことが、一つであります。いま一つは、北海道の大企業は、先ほども数字で示されましたように、開発銀行でまかなつて来ておる。しかし長期信用銀行ができたがゆゑに、この大きな企業の金融、中央で折衝せられたものが、開発銀行を手を離れて、長期信用銀行の方に追いやられるといふことになれば、たとい北海道拓殖銀行が従来発行しておつた資金量が、そのまま長期信用銀行から北海道拓殖銀行に取扱せられるようならば、これは資金量において非

常に減少して来る。従つて今後も開発銀行は、従来通り大企業の資金を中央でお引受になるかどうか。それを長期信用銀行の方に追いやつてしまつては、従来通りおやりになるかどうか。いま一つは、日本開発銀行が今まで金融をしておられたものは、政府のいわば従前の金融政策、閣議で決定せられた重点に従つて、中央において大企業の金融をやつて来たのであつた。支店の方にはお入り込んでしまつた。支店ができて何にもない。であるからして、大企業の金融と中小企業の金融といふものを分離して考へて、中央においては従来通り大企業に対する金融をし、支店においては中小企業の金融を見てもう用意があるかどうか、こういうことを聞いておるのであります。この点誤解があるようです、他にも誤解のある方もあるかもしれないから、この点を明確にいたしておきたいと存する次第であります。

〔「了承」と呼ぶ者あり〕

○佐久間委員 ただいま議論となつております八法案中、日本開発銀行法の一部を改正する法律案、地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案、及び地方自治法第百五十六条第四項の規定に基づき、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件の三案につきましては、大体質疑も盡されたと思つて、この際打ち切られんことを望みます。

○佐藤委員 御異議ございません。以上をもつて質疑を打切ることにいたします。これよりたゞいま質疑を打ち切りました三案につき、順次討論採決に入ります。まず、日本開発銀行法の一部を改正する法律案を議題として討論に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。深沢義守君。

○深沢委員 ただいま議題となりました日本開発銀行法の一部を改正する法律案に對しまして、日本共産党を代表いたしまして反対の意見を述べらるものであります。このたびの改正によつて日本開発銀行は、その資本金を三百億に増額いたしました。それに加ふるに、復金の出資金を政府の出資金といたしまして、八百五十二億二千万円を加へまして、合計千五百五十二億二千万円という膨大な資金量を持つところの銀行になるのであります。さらにこれに加ふるに、適当な時期において見返り資金の私企業に對する貸付の債権、及びこれに伴う権利義務を承継することになりまして、日本経済の柱ともいふべき大きな銀行の性格を持つて来るわけでありませぬ。しかしながら、われわれは現在の日本の状態をいたしまして、この銀行の出す役割は、決して日本の産業の正常的な平和的な発展に資するものではなくして、これはいわゆる日米経済協力によりまして、日本の産業の軍事的再編成を促進するところの大きな役割を果す結果になるという意味に

おきまして、まずわれわれは反対するのであります。第二の点は、いわゆる復興金融庫の問題であります。御承知のごとく復興金融庫は終戦の直後に発足いたしました。その果した役割というものは、まことに國民の疑惑の目をもつて見ておるところであります。その集中的な表現として現われましたのが、いわゆる昭電事件でありましたが、われわれはこれはまさに、氷山の一角にすぎないといふ見解を持つておるのであります。あの敗戦の渦中において、日本の財閥が何らの支障なく今日のような膨大な発展をしたといふことの中には、國民の血税によつて復興金融庫を通じて、この財閥の復活のために努力したという点が明らかにまつておるのであります。具体的に指摘しますならば、三井鉱山が三十八億の借入れをしておるのであります。三菱鉱業六十四億、北海道炭礦汽船四十四億、井上製鐵二十二億、明治製鐵十八億といふように、実に膨大な資金量を持つて、あの終戦の中から再出発いたしました。今日の膨大な資本を有するところの事業として再編されたといふこれらの独占資本の復活をしたといふのであります。一般國民の犠牲によつてこれらの独占資本の復活をしたといふのであります。この復興金融庫が受継いで行くところこそ、またこの開発銀行が第二復金の性格をもつて行くものである、こういう意味において、われわれはこれに對して反対するのであります。

第三点といたしましては、現在の日本開発銀行の業務内容を見ますと、鉄鋼関係に對して二十一億八千二百万円、石炭関係に對して十九億八千三百万円、自家発電——これはほとんど大企業に對して十二億七千六百万円、化学工業に對して十六億一千万円、電源開発五十六億、さらに返済資金として海運に二十五億四千万円といふような貸出しをしておるのであります。これは先ほど指摘しましたように、いわゆる日米経済協力による日本産業の軍事的再編成のために、この資金がほとんど投資されておる。平和的な産業にはどのような融資が行われておるかといふことになると、繊維工業の二億、農林水産五億一千万円、こういうことになつておるのであります。しかもその農林水産の内容を検討いたしますと、大津漁業一億五千万円、日本水産一億六千万円、極洋捕鯊二億円といふぐあいに、これまた水産業の大資本に融資されておるのであります。この開発銀行の役割といふものは、日本における独占資本の育成強化のためにこそ存在するのであります。日本全体の産業の開発とその平和的な発展のために、資するものでないといふことは明らかであります。こういう意味において、日本の再建は労働者、農民、中小企業をまず救済することこそが、日本再建の基礎であるといふ見解から、われわれはこの日本開発銀行法の一部改正案に對しましては、断じて賛成することができない。こういう態度を表明して反対の討論をいたしたいと思つて、討論は結局いたしました。

○佐藤委員 討論は結局いたしました。これより採決に入ります。本案を原案の通り可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り可決いたしました。

次に、地方公共団体職員給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案及び地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件を一括議題として、討論に入ります。

○佐久間委員 ただいま議題となりました両案につきましては、この際討論を省略して、ただちに採決に入られんことを望みます。

○佐藤委員長 ただいまの佐久間君の動議のごとく決定するに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○佐藤委員長 御異議ないようですから、右両案につきましては討論を省略して、ただちに採決に入ることといたします。

まず、地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案に賛成の諸君の起立を願います。
〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて右案は原案の通り可決せられました。

次に地方自治法第五十六條第四項の規定に基づき、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件を、原案の通り承認を與うべきものと議決するに賛成の諸君の起立を願います。
〔賛成者起立〕

○佐藤委員長 起立多数。よつて本案は原案の通り承認を與うべきものと議決することに決しました。
なおただいま採決せられました三案

に対する委員会報告書の件につきましては、委員長に御一任をお願いいたします。

○佐藤委員長 次に接收貴金屬等の数量等の報告に關する法律案を議題として質疑に入ります。

○夏堀委員 接收貴金屬等の数量等の報告に關する法律案について二、三お伺いいたします。この法案の目的は、第一条に「この法律は、連合国占領軍に接收され、その後連合国占領軍から政府に引き渡された貴金屬等に関する、接收の事実、数量等を確認し、返還その他の措置を講ずることに資するため、報告を徴することを目的とする。」と云うことになつております。

そこでこの「数量等を確認し」ということがこの目的のうちにあります。最近の新聞の報道によりますと、確認は非常にむずかしいではないか、こういうことも考えられる。政府の資料に上りますと、平和条約発効により連合国占領軍から政府に解除された貴金屬等の数量調べと、連合国占領軍の接收された金銀の数量調べとの間に、約六トンの食い違いが生じておるのであります。そこで問題となりますのは、今新聞の記事を申し上げるまでもなく、これは大蔵大臣は御承知のことと存じますが、まず東京新聞の五月二十日の新聞で、貴金屬の接收管理は占領軍が直接行い、日本政府は全然タッチしてない。従つてリストの引渡しを受けて初めて具体的な数字を知つたわけである。これから審査を行い接收數量を明らかにする。このリストは簡單で、詳細な記入はないために、内容と現物の照合を行わなければならない。あるいは政府、日銀の帳簿による接收され

た數量と、占領軍側の解除の數量とに食い違いがあるが、管理行為は占領軍が一手に行つたのでわからない。終戦直後には日本の産金が停止されていたため、配給されていたこともある、こういう食い違いがあり、たいへん困つたことであるということが書いてあります。なお今朝の日本タイムスには、旧敵国ということも申しにくいのですが、フィリピン、インドシナ、タイ等の要求に基づいて、かつての司令部が日本政府にかつて使用した金がある。これが日本にためてあつた。これは向うさんの言葉でしようが、これが今度返還されるというようなことも記事になつて出ておるようでもあります。この問題は相当米国内においても問題となつておるようでもあります。大蔵省としては、貴金屬の接收管理は占領軍が直接行い、全然タッチしてない。従つてリストの引渡し等も初めてで、具体的な數量を知つたわけではない、こういうようなことであります。これから審査を行い接收數量を明らかにする。そのリストは簡單で、詳細な記入がないということ、結局政府と日銀の帳簿によつての接收された數量と、占領軍側の解除數量とに食い違いがあるということ、この管理行為は占領軍が一手に行つたのであるということ、占領の直後には日本の産金は行われなかつたということ、この新新聞記事にもありますが、今申し上げましたようなことに、よつて、この新聞記事にもありますが、いづゆる受渡しの場合一体領收書をついておるかどうか。民間の場合この領收書が合つておるかどうか。そして特にマイヤは金庫管理の米兵に持ち去ら

れたということが、新聞に記載されておりますが、これが発覚したというところであり、そのようになつておる。この受渡しの數量が記載になつておらないということであり、領收書がはつきり見当たらないということである。それに対して今報告を確認するといふ方法が、一体どうして見出すことができるか。これが問題であると存じます。

なお法律案の中に、第四条であります。第一項又は第四項の規定による報告に際して虚偽の報告をした者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。と云うことがありますが、その当時戦争遂行のためにみなたいへん大事にしておつた貴金屬が、ただみに買い取られたのであります。そういう処置によつて生じたことである。その受渡しの証拠となるべきものが民間にあるのかどうか。たとえぼその後戦災等によつてなくしたものが相当あるかどうか。そういう場合に虚偽の報告をした者は云々ということがある。虚偽の報告であるかないかというのを何によつて証明するか。まづこれが問題になるだろうと存じます。そして連合軍はその当時日銀から一体幾ら持ち出したのか。戦争当時、あるいは終戦直後あちらが持ち出した方法手段について、この始末が一体どうなつておるのか。ここにもこの數量を確認するといふ事項において、非常にめんどうな問題が起きるのではないだろうか。この法律案にはつきりとうたつておる目的の確認といふことの方法をどうして見出すか。こ

れらはこの法律案の最も重要な問題でありますので、この点について大蔵大臣の御答弁を伺います。

○池田國務大臣 敗戦当時から一、二年間の事情はよく存じませんが、先般アメリカより七百万ドル、六トン程の外貨を渡すからというので、事情を調べてみましたところ、アメリカ軍の接收したものを日本へ返す、こういうことではあります。従いましていろいろ事情を調べてみておるのであります。とにかかくアメリカが終戦当時並びにその後そう長い期間じやないと思つたので、一応これを被接收者にお返ししなければならぬといふので、今回本法案を御審議願つたわけでありませぬ。一応こういう法案を出しまして、接收された方々から報告を受けて、そしてその人の今までの職業、生活状態あるいはいろいろな点から、帰納的に真実なりやいなやといふことを審査するよりほかはないと思つた。こまかい問題につきましては政府委員より答弁させていただきます。

○酒井政府委員 先ほどお尋ねのありました資料で、接收解除になりました金の數量と、政府及び日銀が接收を受けた數量とが合おぬじやないかとお尋ねありますが、実は政府並びに日銀で接收を受けた金の數量は、この金の中には品位の低いもの等もございまして、百八トンという帳簿になつておるのであります。それに接收を受けまして返つて参りました二十六トンの合金がございしますが、その中に金分が約八トンございします。従いまして、この合金の中の金分を合算いたします

た數量と、占領軍側の解除の數量とに食い違いがあるが、管理行為は占領軍が一手に行つたのでわからない。終戦直後には日本の産金が停止されていたため、配給されていたこともある、こういう食い違いがあり、たいへん困つたことである。なお今朝の日本タイムスには、旧敵国ということも申しにくいのですが、フィリピン、インドシナ、タイ等の要求に基づいて、かつての司令部が日本政府にかつて使用した金がある。これが日本にためてあつた。これは向うさんの言葉でしようが、これが今度返還されるというようなことも記事になつて出ておるようでもあります。この問題は相当米国内においても問題となつておるようでもあります。大蔵省としては、貴金屬の接收管理は占領軍が直接行い、全然タッチしてない。従つてリストの引渡し等も初めてで、具体的な數量を知つたわけではない、こういうようなことであります。これから審査を行い接收數量を明らかにする。そのリストは簡單で、詳細な記入がないということ、結局政府と日銀の帳簿によつての接收された數量と、占領軍側の解除數量とに食い違いがあるということ、この管理行為は占領軍が一手に行つたのであるということ、占領の直後には日本の産金は行われなかつたということ、この新新聞記事にもありますが、今申し上げましたようなことに、よつて、この新聞記事にもありますが、いづゆる受渡しの場合一体領收書をついておるかどうか。民間の場合この領收書が合つておるかどうか。そして特にマイヤは金庫管理の米兵に持ち去ら

と、金としての純量は百十トン接收が解除されたわけでありませぬ。連合国総司令部に接收されましたあとで、総司令部の方で接收貴金属の整理をいろいろいたしておりますが、その場合におそらくそういう品位の低いもの、あるいは金なり白金なりのまざつた雑物の入つておりました分は、あるいは合金といふことで整理をして返されて来たんじゃないやなからうかといふふうに想像いたしております。何分まだ個々に純分を檢定し、そして秤量するといふ仕事が完了いたしておりませぬので、その結果を見合せておき合はすことによつて、大体その間の事情がはつきりしようかと考へております。

それから第二は、イヤ・マークの金の件であります。これは戦時中にタイ、仏印等に対しまして、軍事協力その他の目的によりまして、七十二トン金がイヤ・マークされております。そのほとんど全部が大体返されております。従いまして、今回のこの数量の中には入つておりませぬ。

それから領收書があるかどうかという問題であります。これは私もはつきり承知してはおりませぬが、聞くところによりますと、中には金の純分率を書いてないとか、あるいははなはだしいのは数量が書いてないものもあるやに承つております。そういうことでありますので、今回のこの法律案を通じていただきますと、当時接收を受けました人たちが接收当時の事実、それから数量その他の報告をいたしまして、その報告によつて接收の事実を確認して参りたいと思つております。

それから占領中に司令部の方で多少盗難にあつたんじゃないかというよう

なお尋ねもございましたが、金、銀につきましては、そのような事実を承知いたしております。占領軍といつたしましてはきわめて正確に管理をいたしておつたやうでありまして、私どももいたしましては、そういう事実を承知いたしております。

それから最後に罰則の件で、虚偽の報告をどうして取締るかといふことですが、虚偽であるかないか、これは証拠によつて判定するのでございまして、明確な証拠がございませぬ限り、これは虚偽である、従つて罰則をかけるというふうには参らぬかと思つております。ただ先ほども申し上げましたように、接收当時の事情が何分にもそういうに、接收が書いてないといふやうなことではありますので、その間非常に悪質の人たちが、接收の事実を曲げて報告をされるというおそれがあるにしもあらずと考へますので、もしそういう事実が証拠によつて確認された場合には、この罰則を適用するといふふうになるかと思つております。

夏堀委員 まことに抽象的な御答弁ではつきりいたしません。今アメリカとの友好関係を堅持しなければならぬというときに、これは読賣ですか、新聞の記事にはつきり、「またダイヤ等は当時金庫を管理していた米兵によつて持ち出されたものも一部ある。(マレーイ大佐は帰還後発覚、有罪となつた)云々」といふことで、あちらでも問題になつておるといふことを聞いております。こういうことはあつてはならぬことであつて、私ども信じたくはないのであります。戦争といふものは正常な取引によつてものをやりとりするといふことは、なか／＼その通

り行かぬ場合もあると思つております。劍付鉄砲ですべての管理の場合いやおうなしに強制的にこれを行うといふこともあり得るだらうと存じます。ただ友好関係を保持して行かなければならぬといふ大事なこの機会に、もしそれがそうじやないとしたら、そのようなことを新聞記事に書いたとすれば、これは問題であります。政府は今の御説明によりますと、正当な方法で、云々といふことに承りましたが、そうあつてほしいのであります。何か連合軍でその管理中に幾らかの貴金属を持つて行つたといふ事実はありませんか。それであつてそれによつて数量の不足というやうなことが現われたのかどうか。そうじやなく、別の理由によつてこの数量の不足が現われたものかどうか。さつきの答弁ではちよつとわかりかねますので、もう一べん御答弁を願ひます。

酒井政府委員 新聞記事がどういふところから出ましたのか、私ども承知いたしてはおりませぬが、政府といたしましては、そういう事実をまだ知つておらない状況であります。もつとも大分前のことであります。ダイヤモンドについて若干事件が起つたといふことを聞いております。しかしそのダイヤモンドにつきましてはかわり金として、さつき大蔵大臣からお話のありました六トン余りの金といふことで、すでに返還を受けております。

それからここにあげましたこの資料によります数字の違いは、先ほど申し上げましたように、整理の仕方が、政府及び日銀の接收された金百八トンと申しますのは、たとえば金、銀の合金、あるいは金、銀白金の合金であり

ます場合には、金といつたしましては、合金の中の金の純分を接收された額に掲げてあります。そういう整理を私ども並びに日本銀行ではいたしておらず。それを連合軍で接收いたしました。その後品位を調べました結果、これは純金でない、まざり物があるといふことで、合金の整理をされるといふことはあり得るわけでありまして、この合金の中の金の純分が八トンあるといふことを加へまして、要するに百十トン金として、政府と日銀で百八トン接收されて、百十トンもどつて来ておるから、その他民間のものがそこに二トン余り入つておるといふことになるわけでありませぬ。

夏堀委員 政府の資料として御提出になつたこの数字に対しては、何ら新聞記事等のそれによつて生ずる疑惑を招くやうなことはない、こう承つてよろしうございませぬか。

酒井政府委員 さようでございませぬ。

夏堀委員 それでよろしい。そうなるとはならぬと思つてはおります。これはその数量を確認するといふことがありますので、いづれ委員会の方でも、まあ間違はないでしようけれども、確認するといふことの報告に持つて行くまでには、若干の調査の方法も進めたいと存じております。ただ今第四條で申し上げました虚偽の申請云々といふことは、現実の問題として夏堀源三郎も貴金属を少からず供出しておる。けれども、その数量はよくわからなかつた。そこで一体どういふ方法によつてこれを買ひもどすことができるのだらうといふことになれば、私自身

もわからないのと同様に、おそらくわからない人は多数あるだらう。領收書も一体あるのかないのか、こういう場合にただ勘によつてまあちよつと書いてみよつたといふことになつて、問題になつた。六箇月以下の懲役、五万円以下の罰金などというところになつて、これはたいへんなことになる。そんなうるさいものに手を入れるよりも、黙つておつた方がいいのだ、こうなるだらうと存じます。そういう場合に一体どういふ方法をとればよろしいか、お教えを願ひます。

酒井政府委員 おそらく大部分の方は、接收をお受けになつた貴金属につきまして、帳簿その他で記録がおありになると思つてはおります。それから接收の事実のときに、大多数の場合にはおそろくどこで何トン接收したといふ受取書をお持ちでいらつしやると思つてはおります。そこでそういう証書書類を同時に提出していただきまして、その証書類等によりまして、幾らであつたかといふ判定をいたしたいと思つてはおります。

夏堀委員 とこがが証書書類といふけれども、証書類があれば何も問題がない。焼けてしまつて何も問題がない、何もないからここに問題が起るのだ、こういうことになりませぬので、私が今どういふ方法をとればよろしいか教えてくださいといふ、こう申し上げたところで、あなたも神様じやないからではこういう方法をとつたらいいだらうといふ御答弁はむづかしいだらうと思つてはおります。それはそれとして、それは進駐軍が管理する場合、よくあり得ることだが、劍付鉄砲でもつてこれ

を管理するのだというその行動に移つたところにおいて、領收書を送りたいということが言えるかどうか。もしそういう場合にその数量の確実な領收書を、日銀なり政府なりがとつてあつたかどうか、そういうことがありましたかどうか、これを伺います。

○酒井政府委員 貴金属の接収にあたりましては、日本政府あるいは日本銀行といったしましては、全然これにタッチいたしておりませんでしたので、政府がそういうことを証明する、あるいは領收書を出すという事実はございませんでした。

○夏堀委員 そうだろかと存じます。それは定石である。だが定石であるといつたところで、それを証明すべきものがない。そしてこの数量の確認ということが、一体どうしてこれを見出すことができるだろう。そこで今あなたのおつしやつたような御説明によつて、何か帳簿上あるいは何だかんだというふうないろ／＼なことを総合して作成すれば、それを承認すればよろしいということになるかもしれないけれども、野党の方々がもがらばつておられるので、その簡単に行かぬぞというところになれば、一体どこにそういう証拠書類を見出すかという問題になる、こういうことになるだろうと存じます。私どもこれに対しては與党として御協力の意味で、適当な方法を何か見出さなければならぬと存じておりますので、この点はお互いにこれから協力してこの確認の方法を見出した

い、こう存じております。
もう一つお伺いしたいことは、その当時の帳簿価格、そしてそれを帳簿価格によつて売りますとあれは売ります

もどすということになりますか。そうすか。

○酒井政府委員 まず第一段におきまして、御報告をいただきまして、確認をした上でどういふ返し方をするか、民間にどういふ返還方法を講ずるかというところを研究したいと思つたので、それはまたこれで報告をいただきまして御審議を願いたい、かように考へております。

○夏堀委員 それを買いもどすということになれば、その価格を定めなければならぬ。それはその当時の帳簿価格によつて買いもどすことができるかどうかという事です。これはどうですか。

○酒井政府委員 いろ／＼のケースがございますが、お尋ねの件は、たとえば買ひもどし条件付で日本銀行にお売りました、やはりこれはそういう条件付でお売りになつておられますので、当時の価格というところになるのじやないかと思つております。それ以外のいろいろの場合がございます。それぞれの場合にどういふ返還方法を講ずるかという事は、第二段の問題としてこの報告をいただきましてあとで、処置を考へて行きたいと思つております。

○夏堀委員 どうもはなはだ不明確な御答弁で、その当時云々といつたところで、戦争遂行のためにこうせよという命令的なそれによつて処理されたのであります。あなたの言うようないろいろな条件を具備してこれを賣り渡したとは、常識的に考へてもそういうことは当らないと存じます。これから研

究するところが、一体どう研究するの

か。法律案はもうここに提出になつておるのだ、そしてこれを通せば、証拠書類を持つておる人は、ではこれを買いもどしたい、こういう大時分

に、どの条項によつてこれを買いもどすかということになるだろうと存じます。この法案について不備な点があつたならば、すみやかにこれは整備しなければならぬ、こう私は考へておりますが、この点はどうか。

○酒井政府委員 先ほど当時の価格と申しましたのは一例でございます。たとえれば日本銀行へ買ひもどし条件付で売つたものがございまして。たとえば美術品でございまして、いろ／＼お茶の道具でございまして、金の純分、素材価値よりも、工芸品としての価値が非常に高いというふうなものがたくさんございまして、それらを購つぶすには忍びませぬので、買ひもどし条件をつけまして、一応日銀へ売つたものがございまして。そういうものが返つて来た場合に、もちろん政府としては日本銀行にお返しするわけでありまして、日本銀行としては、売ひもどし条件付の買入れでありますから、売ひもどし

の請求があれば、その当時の約款に従つておそろく売ひもどさなくちやならぬだろう、そういうものもござい

ます。それから他の場合、たとえば製品でございましての接収されて、その他の金と一緒に溶解されて、現在はその部分の金塊になつておる、しかしその部分の金塊のものだといふことが全然わからなくなつておるようなものもございまして。そこでいろ／＼各場合に

とは、一応御報告を受けました上で決

定したい、それは別途の法律によつて決定して参りたい、かように考へておる次第でございます。

○夏堀委員 あなたの答弁は私にははつきりわかりません。これからいろいろ研究なさるといふ意味だろうと存じます。けれども実際にこの法律を通せば、ただちにどう処理しなければならぬかという事態が生ずるのであつて、そのときにこれから研究しようとするのは治らぬだろうと思つて、そのときもよろからいつて、返すという条件が、帳簿価格であるとか時価相場であるとかいふ何かの条件がもしあるとすれば、そのときの帳簿価格は時価にすればおそろく何百倍の利益差が出るだろう。一べん接収もしくは安く買ひ上げたという事態によつて、ここに線がびつたりときまつちやつた。法律の解釈はどう解釈すればいいかわかりませぬけれども、一応ここで買ひ取つた、あるいは接収した、あるいはこうしたという線がきまつてしまつと、その後発生する事態は、所有権はまた別個の処理をすることによつて、利益差を生ずるといふことになりはせぬか。

これは程度の問題であります。大臣は税金をとる方の親分ですけれども、その利益差に対して税金をおとりになりますか、なりませんか。

○池田田務大臣 これは御承知の通り戦争中、ダイヤ、金、白金を供出したときに、われ／＼その代金を払つたわけなんです。これは供出の場合にこれは購つぶさずにおいてもらいた

い、こういうので買ひもどし条件付で日本銀行で預かつておるものもござい

ます。こういふのは返す場合もありま

す。で、今度これを政府がお返ししたときに、税金の方の問題はどうなるかという問題でございまして、これはこればかりでなしに、たとえば賠償指定工場なんかは、財産税の場合におきまして、法人の資産からははずして株価をきめております。これは財産税の対象にしないわけですね。しかもまた個人がこういう美術品を持つておつても、こういうものは一応財産税からははずして

おります。多分財産税は五年以上たつて

もまたとれるように、あれは延期した

と思つておられますが、これは正確に記憶してありませんが普通の税は一応五年間でございます。昭和二十一年の三月一日を基準にしてやつておりますから、五年の時効はもう切れたと思つたものと記憶しております。そうすると理論上は財産税を納めた人は、これに加算してはじき直すといふことになつておるわけですが、実際問題としてそれをどういふようにならうか。美術品等につきましては財産税を課税するといつても、非常にやつかしい問題があ

る。そういう今後の問題につきましてはこの報告が出てから研究したい、こう考えております。

○夏堀委員 なるほどたいへんむずかしい問題でありますので、ここで明確な御答弁を承るといふことは、私の方でも御遠慮申し上げます。ただ一つ、こういうことは言えるだろうと存じます。もと／＼自分のものであつたのだ、それを戦争遂行のために、一時そういう臨時措置と申しましようか、そういうようなことによつて持つて行かれたんだ、それが元に戻つたんだ、元に戻つたんだから、やはり自分の所有に戻つたんだからそれでいいじゃないか、こう簡単に処理ができれば、たいへんけつこうです。ただ所有権がまた別に移つたんだということになれば、大蔵大臣はこれを見のがすというよう

なことはなか／＼できないだろうと思ふ。とる方は必ずおとりになるということに馬力をかけるだろう。そのおそれがありますけれども今申し上げたようにも／＼自分の所有のものが返つたということであるから、相当この問題に対しては委員会においても研究もしたいと思つておりますけれども、法律の面からいつてどう操作するかということになれば、なか／＼めんどろな問題になります。米軍の処置なされたその当時のあり方及び第四條の処置、これは非常にむずかしい問題でありますので、委員会においてもこれをよく研究いたしまして、先ほど申し上げた新聞の記事は、あるいは政府の方ではこれはそうじやないといふことをおつしやつておられますけれども、どの程度のものであるか、何か外国でも問題になつておるといふことを聞いており

ますので、これは委員会の方でも一応取上げて調査を進めたい、こう考えておる次第であります。これで私の質問を打ち切ります。

○小山委員 ただいまの理財局長と夏堀委員との間の質問のやりとりは、私はまるでピントがはずれておると思ふ。と申しますのは、この法律は占領軍が占有者から接收したものを、占有者に返すといふことを書いてある。夏堀さんの質問は、その返された元の所有者が受取る場合に、一体どうするかという質問なんです。それをあなたの方で混同されておるから、な夏堀さんの方ではわからぬし、あなたの方もわからぬと、こういう結果になるのじやなかろうかと思ふのであります。が、そうじやありませんか、この法律は、

○酒井政府委員 この法律は連合国に上つて占有者から接收したものを、元の占有者にどうして返すかという、その第一段階といたしまして、政府としてはどういふ接收が行われ、どれだけのものが接收されたのか、そういう事実がさつぱりわかりませんで、そういう基礎的な事実をつかみませんで、そこには、これを返還するといふような処置がとれませんで、そこでまず第一段階として、調査の法律案を提案いたしておるような次第でございます。戦時中に買い上げられたといふものにつきましては、一つは先ほど申し上げました日本銀行に買い上げられた条件付で一時預けたといふものと、一般の人々が金を供出したといふもので、すでにその当時の価格で代価を払つてもらつたといふ二つの形態がございます。そこで第一の買ひもどし条件付になつておりま

すのは、日本銀行に預けておられて、これがもし返つて来ましたならば、先ほど申し上げましたように、この法律の目的といたしましては、日本銀行に政府はそれをお返しするといふ前の段階であります。そこで日本銀行と買ひもどし条件付でお売りになつた人との関係は、日本銀行との間の私的契約をどう処理するかといふこととありまして、おそらく今後の接收された金庫の返還にあつて、どう処置するかといふ法律の対象外になると思ひます。それから戦時中に買い上げられた代金をすつかり返つてもらつておる場合には、これはその当時売つてこの法律でこれをどうしようといふ趣旨ではございませんで、この法律としましては今小山さんの言われましたように、終戦後に占領軍によつて接收された金を、その元の占有者にどうして返すか。その前提として事態が一向わからぬので、返す対策も立たないから、一応調査をさしていただきたい、これが趣旨であります。

○小山委員 その通りであります、どうも先ほど来のやりとりは、何を質問し何を答えたかが、お互いに食い違つておるといふ結果になつたのだからと思ひます。

そこでもう一つ私が何つておきたいのは、こういう場合に一体どうするつもりでこの法律を出されたのかといふこととあります。まずその前に聞いておきたいのは、占有者となつた方が推定しておるのは、日本銀行以外にどういふのがあるのかといふことが一つ、それから政府が占有者にせつかく返したはいが、その占有者が元の所有者に

返そうといふときに非常な不公平が起りはしないか。といふことは、一つは物が買ひもどし条件とかなんとかいふことでわかるものもありましようが、全然わからぬものもある。それから、たとえば日本銀行がわれ／＼から戦時中に買ったもの、その買ったものの中はまだここに残つておるものがあるかもしれない。それからあるいは買ひもどし条件付で売つたもので、すでに歸つされておるものもあるかもしれない。そうするとその結果は、わからぬものは結局日本銀行なりその他の占有者が、不当利得をするといふことになる。その不当利得を一体許すつもりでこの法律をつくられたのかどうか、こういうこととあります。

○酒井政府委員 第一の点でございませうが、政府及び日銀以外のもので、どういふものが接收されておるかといふことと、戦時中に、たとえば軍需工場に指定されまして操業しておつた。その他の黄金がみつたところが、金銀その他の黄金がみつた。これは軍需から材料を支給されておつたのではないかと、いふことで、接收を受けておるものもございませう。これは一例でございませうが、そういうたような／＼なケースがございませう。そこでそれらはたして正確な領收書をもつてやられたかどうか、その辺を調査いたしまして、どういふ形態のものがあるかといふことを、まず政府として承知いたしまして、その後の処置がつかないといふことで、まずこの調査だけを第一段階としてやつて行きたい、こういうこととあります。

それから、第二にお尋ねの、戦時中に売つたもので、売りもどし条件付のもの、現物が残つて日本銀行に返されるというものもございませう。それからさつき、つぶされたもので、また接收されて返つて来たものがある、これをどうするつもりかといふことでございませうが、たとえば戦時中の金銀運賃会でありませうと、物資活用協会でありませうと、そういうところを通じて金を買つたもので、その残りが接收されたものがございませう。それは政府といたしましては、戦時物資活用協会なり、あるいは金銀運賃会といつたようなそういう機関から、連合軍は接收して参つたのでございませうから、そういう機関にお返しをする。なおそういう接收を受けた機関と、これを元供出したものとの関係をどうするかといふこととあります。これはさつき申し上げましたように、すでに売買として商行為が完了しております。従つて私的な契約問題ではありません。ただそういう戦時物資活用協会とか金銀運賃会とか、そういうものに返したものをどうするかといふことは、これは接收貴金属の返還とはまた別途の問題として考へるべきである、そういうように考へております。

○小山委員 その中で一、二点わからぬ点があるのであります。といふのは、売りもどし条件で売つたものについて、その占有者が占有しておつたといふような場合に、その売りもどし条件を証明できないといふ場合には、その占有者に返つたものは、もどされ手がないわけである。もどされ手がないから、従つて自然にそこに金なり銀なりダイヤモンドなりが、占有者の帰属に帰するといふことを前提としてお考

へておられるのか、

えになつてゐるに違ひない。そうするとそこに不当利得が起るだろう。その不当利得をどう処置するのかわりという問題が一つ。それからもう一つは、政府と占有者との間、占有者の方が証明がつかないというときには、貴金属の行方わからぬものが政府に残つて行く、これを一体どう処置するつもりでこの法律を出されたのか。先のこととは一体どうするつもりで——ただ単に申訳としてこの法律を出されたのか。つまり本来はこのまま没收してもいいのだけれども、一応探せるものは探した上で、没收なら没收の手続をどうしようか、没收しなかつたのか。これはとことんまで探して行つて、その上で正当な占有者を最後まで探して行くということでおやりになつたのか。その意図を聞いてゐるわけでありませう。

○酒井政府委員 まず売りもどし条件付の方であります。これは日本銀行が買いもどし条件付で買つておられます。日本銀行に記録が残つておられます。従つてこれを証拠立てるといふことは、割合に容易ではないかと推測いたしております。しこうしてそういうものはこの法律の意図しておるところによりますと、占有者に返すということでありませうから、こういうのは結果として日本銀行に返すものと、日本銀行と買いもどし条件付でお売りになつた方との間をどうされるかは、これは一般の私的交渉になる。そのまま買いもどしを請求はしないということであれば、日本銀行の所有に帰するでございませうし、条件に従つて買いもどしを請求するということであれば、原所有者の手に返るといふことにならうかと思ひます。

それから次の点であります。政府に帰属するかしらぬか、これは調べてみなければわかりませぬ。あるいは帰属するものが、余分なものがあるところであつて、足りないかも知れませぬ。そこらにはやはり調査をしてみまはし、余るのか足りないのか、どんな形のものがあつたのか、そういう事実をどう扱つた上でないかと、どういふふうで処置すべきかという案も浮んで参りませぬので、とりあえず調査をお願いしたい。もちろん考え方をいたしましては、徹底的にそういう証拠書類その他でその事実を究明いたしまして、はつきり返すべきものは返すというつもりでやつておられます。ただ事実問題として、それが最後までわかるかどうか、また余るのか不足するのか、その辺は一応調べてみないと、私どももわからないというのが現状でございませう。

○小山委員 私も理財局長の言われるように、その数字が合はぬ場合があるだらうと思ふ。あるいは政府が上げいもどしなればならぬというふうな場合が、出て来はしないかと思ふのであります。そういう場合に一体どうされるのかというのを聞きたくつたのであります。それもお答え願ひとして、その前に私が提供しました問題は、日本銀行なら日本銀行が売りもどし条件で買つておる場合に、あなたのおつしやるように相手方がわかつておる場合は、相手方の意思によつてどうでもできるが、おそらく相手方がわからぬ場合が多いだらうと思ふ。その場合には、日本銀行に不当な利益を興えるためにこういうことをやることになつてしまふ、こういうことになるのだ

が、そういうものを一体どう処置しようかと考へつて、この法律をつくられたか、こういうことでありませう。

○酒井政府委員 私の言葉が足りませぬでしたが、日本銀行に買いもどし条件つきで売りました分は、当時の時価をもつて代金を払つておられます。従ひまして日本銀行としては不当な利益ではない。正当な代金を払つてその金を買つておる。ただそれに買いもどし条件がついておる。従つて原所有者はいつてもその条件を発動して買いもどしを請求すれば、買いもどせるといふ状態になつておられます。日本銀行としては、当時正当な代金を払つてその金製品等を買つておられますから、そこに何ら不当の利益は生じないわけでありませう。

○小山委員 不当利益は生じますよ。正当な代金を払つておつたかもしれなけれど、その後三百倍も値段が上つておる。しかもそれは相手方が判明して、その相手方がその権利を放棄したならぬ。相手方が判明しないで権利を放棄したのか、請求するのかわからぬような状態になつて来た場合には、不当利得である。私ほそういうものは法律上の不当利得となるかどうか知らぬが、常識的には不当利得です。そういうものをどう処置されるつもりでお出しになつたのか。つまりもう一つ言葉をかえていふと、かような法律は出さないで、その他政府が受取つたのなら政府が受取つて、ほかの方法に使うことを考へられないかということも、あわせて伺つておきたいのであります。これはむしろ大蔵大臣にお伺ひしたいのであります。

○池田田務大臣 後段の問題から申し

上げますが、私はこういうものはわかり次第返すのがほんとうであつて、政府がやむやみにそういうものを取上げるといふことはよくない。早急に調べてお返ししよう、こういうのであります。

それから前の日本銀行の不当利得という問題でございませうが、買いもどし条件付で日本銀行が接収した、そのときに買いもどし条件を履行しない人があれば、これは法律上日本銀行は法律上の不当利得であるかといつたら、法律上の不当利得ではございませぬ。ただ経済的に日本銀行は値上りだけ利得するだらう、こういうことは考へられます。そのときに経済的に非常に利益が上つた場合にどうするかという問題は、日本銀行の持つておられます一億二千万ドルの問題と一環をなす問題だ、こう思つておられます。それから足りない場合も実は考へられるのであります。足りぬ場合と足りないことによつて、また考へなければならぬ問題であります。やはり何とか結果をつけなければならぬという氣持ではございませう。

○小山委員 この問題はまたいづれあとに譲ることにいたしましたして、私の質問はこれで終ります。

○佐藤委員 宮澤君。

○宮崎委員 大蔵大臣のいる間に、ただいまの接収貴金属等の数量等に関する法律案が議題になつておられますので、これに関連いたしまして、大きくいへば産金政策という点について、またなか／＼大臣はお見えにならぬと思ひますから、時計の針を見ながら御

質問いたします。ごく簡単にあります。

この法律の基本ともなるべきものは、今度貴金属管理法の一部改正、すなわち金管理法にかわる法律であります。そこでこの内容が銀と白金の金の政府の買入れ売却制度をはずすといふこと、貨幣以外の金については受当範囲でプレミアム付価格で売買を認めるといふこと、業者に対しては割当を行う。金鉱業者に売りもどしを行う。金鉱業者をして販売せしめる。これは納入数量に応じてやる。加工金売りさばき業者というものを政府が設けて大蔵大臣が認可をする。こういう要点でありまして、結局金の販売というものが、あるいは金の価格というものが、日本の産金政策と密接な関係を持つようになつて参ります。そこで各条文に對しまするごまかいことは酒井次長から伺ひますが、一体金の国内価格というものは、どの程度に大蔵大臣はおきめにならうと思はれておるか。国際通貨基金加入の関係もありませうし、為替レートを堅持する場合の政策の点からも十分考慮すべきであります。国際通貨基金協定の第五条の第六項「金に上る基金からの通貨の買入れ」その(七)の条項に、「本項の規定は、加盟国がその領域にある鉱山から新たに生産された金をいかなる市場で売ることも妨げぬものとみなしてはならない」となつておられます。それから同じく基金協定の第四条の第二項であります。平価を基礎とする金の買入れ」といふ条項がありまして「平価の上下のマージンを定める」となつておられます。これらの条項から照してみまはすと、国内の価格はどういうところへ

置くべきであるかというところが、國內の鉱山業者、産金業者の重大な関心のあるところであります。古い話になりますが、大蔵大臣が通産大臣兼任の当時、私はその政務次官として補佐をいたしました当時、鉱山からの産金価格の問題もかなりやかましくいわれました。当時大蔵大臣の持つておられた御構想を私は一応知っておるのであります。が、当時大蔵大臣の考えは、金山救済というような立場から、補助金政策などをとつて価格の引上げを策するなどというところは当を得たものでない、こういうお気持ちを持つておられました。が、ごく簡単に答えをいたさなくして、この金価格政策に今でも心算の変化はないのか、しかししていかなる価格が妥当と現在考えられておるか、この点だけお尋ねいたします。その他は事務当局からお尋ねいたします。

○池田国務大臣 原則は、補助金政策をとるべきではないと考えておるのであります。しこうして価格は何によるかと申しますと、まず第一、一ドル三百六十円を基準にして行かなければならぬ。しこうして、一オンスは三十五ドル、こういふことになつておりますので、日本の金の値段は一グラム四百五円に對しまして、現送費その他をある程度勘案してきめるべきものが原則であるのであります。しかし産金の必要性その他の問題また国内金の需要の問題等を考へて、この原則をどの程度モディファイできるのかという問題と申すのであります。そこで片一方では、この為替レートを堅持の意味、また国際通貨基金への加入の前提としての制約を考へながら、しかもこの制約原

則をあまり乱すことなしに、大体モディレイトな国内価格をこしらへるべきではないかというところまで、私は折れて来ておるのであります。しこうして、この考え方は私ばかりではございません。世界の相当の国でやつておる。しからばそのマージンをどの程度に置くかというところ、大体為替相場で行つて場合の二割ないし三割五分を最高としておられますので、そのモディファイする限度も各国並にやろうか。ただその限度を越えることはできない。これは今アメリカでも、一オンス三十五ドルでは引合おぬという議論があるのであります。御承知の通り金のやみは、ソ連の作爲によりまして、かなりかかつて来るものでございます。私は今の状態をいたしましては、先ほど申し上げました原則を守りながら、ある程度人並程度のモディファイは、やむを得ないのじやないかと考へるのであります。

○室橋委員 補助金政策を用いないという基本方針には、いまだかわりのないことも、それではつきりわかかつて参りました。価格の点につきましては、非常にうまい表現の御答弁であります。が、そういう意味をこちから推定いたしますと、四百五円より安くなく、五百円より高くないというように聞えるのであります。そんな程度に考へてよろしいでありますか。

問があるようでありますから、そちらに譲ります。

○三宅(則)委員 私は、国務大臣でありました全権として出られました大蔵大臣に、ちよつとお伺ひいたしたいと思ひます。ただいまの関係もありませんが、実は債務賠償あるいは技術賠償等は相当やられるように承つておられますが、本国会を通じ、もしくは来国会でそういうような事柄を定めます用意を持つておられますか。ごく簡単に御説明を願ひたいと思ひます。

○池田国務大臣 債務賠償、技術賠償は、日本の経済存立可能な範囲内においてやるのでございます。それが相当という表現で行くかどうかはわかりませんが、とにかく相当やるといふことは、日本の経済自立、日本の国民生活水準維持向上を害しない範囲で、できるだけ隣保共助、あるいはわれわれの戦争によつて犯した罪を償ひたいという気持ちでございますが、何分にもフィリピン、インドネシアその他との交渉によつてきまる問題でありますので、財政的にはそういうものも含めまして、二百十億円を準備いたしておるのであります。

○三宅(則)委員 あまり深いことをお聞きするのはどうかと思ひますが、将来日本の財政と見合せまして、でき得べくんば技術の点等につきましての賠償は、やはり日本の貿易を振興せしめますから、これもいろいろ御考慮願ひたいのであります。

次に、これはこの委員会だつたと思ひますが、国内に關係がありますから、このことをちよつとお伺ひたいと思ひます。行政簡素化をはかられるにつき

まして、大臣も国務大臣として閣議に列席をせられて——特に一例を申しますと、国税庁のごときも廢止して内局の徴税局にする。また証券取引委員会も証券取引と審議会とし、公認会計士管理委員会も公認会計士審査会として、わざ／＼内局にせられたと存するのでございますけれども、ただ一つここでお伺ひしたい事柄は、内局であるとして外局であるを問はず、経費の点についてさしつかえのないものは、やはり外局に置いた方がよいではないか、こう考へますか、大臣はどう思つておられますか、承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 これは事務の簡素化から申しまして、私は原則として内局にするのが適当だと考へておるのでございます。ただこの国税庁を徴税局にいたしますと、今まで租税の賦課徴収につきましては、国税庁長官が責任者で、これが大蔵大臣ではなかつたのであります。内局になりますと、大蔵大臣が当の責任者になる。こういう場合において査察部等の問題をどう解決するかというところは今研究中でございますが、原則としては、私は事務簡素化という建前から、これは内局が適当ではないかと思ひます。

○三宅(則)委員 関連いたしましたして、これはシャープ勧告がありまして、実は本委員会にかつたことでございまして、会計士管理委員会というふうなもの、内局よりもむしろ会計検査院と同じような意味合いにおいて、外局に置いた方が公平になり、また審議も良好だろう、こういう意味合いで、一応内局になりましたものをわざ／＼外局に直したわけでありまして、ところ

がまた／＼内局になつたわけでありまして、こういうふうな問題につきまは、どう御構想でありますか。今まで一応シャープ勧告案によりまして外局になつて、今度はまた内局になつたわけですが、その辺についてちよつとお伺ひいたしたい。

○池田国務大臣 勧告もありませんし、外局にしてみたらどうかというのでやつたのですが、やはり内局の方がいいから元にもどすのであります。(笑声)

○三宅(則)委員 長くなりませんか、大蔵大臣に対する質問はこの程度にいたします。最後に一つお伺ひいたしますが、大蔵大臣は、行政の簡素化をはかり、また国の財政経済を担当しておられる方でありまして、でき得べくんばわが国の行政機関の全般にわたつて、なるべく簡素化をいたしたい。たとへばこれは行政官庁のこと、書類を幾つも出さなければならぬというふうなことになるが、これは何とか簡素化する御用意を持つておられますか。この際ひとつ参考までに承りたいと思ひます。

○池田国務大臣 先般の公務員の人員整理並びに今回の行政機構の改革は、相当程度簡素化の線を実現いたしましたと思ひます。しかし何と申しまして、人員整理、行政機構の簡素化というものは、そう一度に大それたことは實際なか／＼困難でございますので、私はこの行政機構の簡素化、人員の整理といふことは、常に為政者として考へなければならぬ問題で、私の考へとしては、国の仕事はできるだけ少くした方がいい。しこうしてできるだけ少くした方がいいといふことは、私は政治の根本だと考へておまして、逐一そ

ういうふうな方向で進みたいと考えておるのであります。

○宮崎委員 金の問題は、きょうはもうやりませんが、資料でちよつとおからぬところがありますので、それだけ一つお確かめしておきたいと思つたので、四月の二日に参議院の大蔵委員会に出した資料の中で、特別会計で保有しておいた金の残高、終戦時が五千六百四十四キログラムとなつておられますが、これは接収されたとなつておられます。その数字が、これは新聞記事ですが、まだ政府から資料としてもらわぬのであります。大蔵省発表と称しますものでは、六千六百三十一キログラムありますが、この終戦時というのはどこかねらいが違つておるのかどうか。あとの数字は新聞で見た数字ですから、それを押すものではありませんが、これはどうも結末の数字とこの資料の数字とが合つておりませんが、これを基本とした方がよろしいのですか。そこをひとつはつきりしていただきたい。それからなおすに参議院に提出した資料中、昭和二十六年金地金消費高、こういう資料説明があります。一番末尾に八百二十キログラムを輸出したということが書いてある。こういうことは、どこへどういふ必要で輸出したのか、この資料の説明をひとつつけていただきたい。どうも新聞を信ずるわけではありませんけれども大蔵省発表という数字とこの資料との間に若干食い違いがあるように思ふので、ここで御説明をいただくことは聞きますが、なお衆議院大蔵委員会として、独自の立場において貴金屬管理法を改正いたします過程に必要だと思ふ。特にたまたま接収金属の問題に

対しまして、夏堀委員等から要求がありましたことに必要な資料をとりそろえて、次回までに御提出をいただきたいと思ひます。

○三宅委員 資料の要求があるのか、私もひとつ……。私は、本委員会にかかつておきます製塩施設法案に関する資料の要求をお願いいたします。一、塩田の能力と製塩実績、最近三年間の地方局別許可面積、稼働面積、塩収納数量等を御説明願ひます。二番目に最近十年間の塩田災害の災害別補助金額及び補助方法の概要。三番目は、国内塩の生産確保に関する閣議決定の内容。四番、最近五箇年間の塩収納価格と公社売渡し価格等の変遷の経過。五番、塩の需給計画。六番、塩の輸入単価、前年度実績及び本年度見込み。これらに對します資料を、大蔵省から本委員会に提出せられたいと存じます。

○佐藤委員 政府委員においでしかるべくおとりはからい願ひます。なお説明員理財局管理課長横山正臣君の発言を許可いたします。

○横山説明員 ただいま御質問になりました第一のことについて、先般参議院の大蔵委員会で要求のありました数字と、今回の資料との相違点であります。この前に参議院の方にお出しした要求がありましたので、その文字通り残高を帳簿からはじき出したのであります。今度衆議院の方にお出ししたしめたのは、接収された数量と申しますと、終戦当時の残高の後に次の二点において異動がありました。その点をちよつと御説明申し上げます。まず参議院に出しました資料から

差引いていただくものといたしました。金資金特別会計の帳簿には載つておられますが、日本になかつた。これは奉天にありました八十五キログラムを差引いておる。これは奉天の日銀代理店に保管してあつたものでありまして、これが終戦後どうなつたかというところは現在わかりませんが、おそれる中共あるいはソ連において接収されたことと考えておられます。それから参議院の要求資料に加算する数字であります。この加算する数字といふのは、終戦当時におきまして現品を造幣庁へ輸納して、造幣庁へ納入されたものに對しまして、代金を払うのに指圖書といふものがあります。その指圖書が日本銀行の窓口に移りまして、それで代金を受取つたときに初めて日本政府の特別会計の帳簿に入入れとして載つて来るわけでありまして、その数字がその後四十五キログラム出て来た。そういうわけで差引参議院に提出した資料に四十五キログラム加えたものが現実に接収された数字、こういうことになるわけでありまして。

それから第二の金地金の消費高の輸出という点であります。この種類別で工業とか公衆衛生というふうな區別してあります。われわれの事務上の便宜であります。この際の輸出と申しますのは、輸出商品に對して配給した、こういうことでありまして、主として陶磁器とか万年筆に配給したのであります。

○宮崎委員 そう今のようによつておられますので、やはり資料を出していただきたいのです。それから日銀の不当利得を得るであろうというところまで、さつきの委員から質問があつたのでありますから、終戦時の混乱のときには、帳簿の残高を差引いたり加えたりしなければならなかつたでありました。今日いまださつきの差引いたり加えたりする必要はないのであります。帳簿の残高なんかつと出ておるの、事務練達の士を集めておる大蔵省の面目です。そんなことをいまして、差引いたり加えたりしなければ、説明がつかないというふうなことが間違いですから、こういうことは速記にとどめて説明されるよりも、資料でちよつと御説明した方がよいのです。終戦時の混乱のときには帳簿がわからぬといふことはございませぬが、今整理されてわからないで、あとから差引いたり加えたりしなければならぬといふことでは、これは当てにはできません。そこで不当利得や火事場どろぼうができるなどという議論も生じますから、どうか理財局で「われわれも相当これについては調べも進めておりますけれども、あるいは仲のいいのにかせて鋭い質問もあるかもしれないから、十分堅実な御用意をお願いいたします。

○酒井政府委員 ただいま宮崎さんから、差引いたり加えたりせねばならぬような資料を出すのは、はなはだもつてけしからぬではないかというおとがめがございしましたが、先ほど管理課長が御説明申しましたように、参議院の要求資料は終戦時における金地金の持つておつた残高を出せということ、残高を出したのであります。それから今度の御要求は、接収された分が幾らかというところで、接収された量を出したので、その間に差異がある次第

であります。

○宮崎委員 了承いたしました。あらためて資料をいただきます。

○佐藤委員 次会は明二十二日午前十時から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後五時六分散会

〔参照〕

日本開業銀行法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

地方公共団体職員の給与改善のための地方公共団体に対する国の貸付金に係る債務の免除等に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、税関の出張所及び監視署の設置に關し承認を求めの件(内閣提出)に關する報告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十七年五月三十一日印刷

昭和二十七年六月二日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所